

---

浜中町  
第8期高齢者保健福祉計画・  
介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度  
(2021年度～2023年度)

---

令和3年3月  
浜中町



---

# 目次

---

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と主旨 .....	1
2 計画の根拠法と位置付け .....	3
3 計画の期間 .....	5
4 計画の策定体制 .....	5
5 第8期介護保険事業計画の要点 .....	6
<b>第2章 高齢者を取り巻く状況</b> .....	<b>8</b>
1 人口等の動向 .....	8
2 高齢者に関する町民アンケート調査 .....	12
3 介護保険事業の実施状況 .....	31
4 総人口の推計 .....	36
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>37</b>
1 計画の基本理念 .....	37
2 日常生活圏域の設定 .....	38
3 施策体系 .....	39
<b>第4章 高齢者施策の展開</b> .....	<b>40</b>
1 地域包括ケアシステムの深化・推進 .....	40
2 健康づくりの推進 .....	45
3 自立支援・重度化防止の推進 .....	50
4 高齢者福祉の推進 .....	56
5 高齢者の安全と安心の確保 .....	60
<b>第5章 介護保険事業の見込み</b> .....	<b>63</b>
1 将来フレーム .....	63
2 サービス見込量の推計 .....	65
3 保険料の推計 .....	75
4 介護保険料の算定 .....	81
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>84</b>
1 推進体制 .....	84
2 PDCA サイクルによる計画の点検・評価 .....	84
<b>参考資料</b> .....	<b>85</b>
浜中町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱 .....	85
浜中町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿 .....	86





# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と主旨

### (1) 計画策定の背景

介護保険法が平成9年(1997年)12月に制定され、平成12年度(2000年度)に創設された介護保険制度により、介護・介助が必要になっても、できるだけ自立した生活を送れるよう社会全体で支援する仕組みがつけられました。開始から21年となる介護保険制度は、高齢化率の上昇や要介護高齢者の増加、高齢者の生活を取り巻く様々な環境変化などの動向に合わせ、これまでに様々な対応が図られています。

「浜中町第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下、「前計画」という。)では、第6期を踏まえた地域包括ケアシステムの推進と「地域共生社会」の実現へ向けた体制整備を進めるための期間であるとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むものとされました。

地域包括ケアシステムは、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保するもので、国では、令和7年(2025年)までに、各地域の実情に応じて構築するよう自治体等に求めています。

我が国において、令和7年(2025年)は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、およそ5.6人に1人が75歳以上という超高齢社会の到来が予測され、1.9人の現役世代(15～64歳)が1人の高齢世代を支えるかたちになるとされています。さらに、令和22年(2040年)には、総人口が約1億1,000万人に減少することが見込まれ、1.5人の現役世代が1人の高齢世代を支えるかたちになることが予測されています<sup>1</sup>。

前計画までは、令和7年(2025年)を見据えての対応が図られてきましたが、第8期計画ではその先、令和22年(2040年)までを見据えた計画の策定が求められることとなります。

<sup>1</sup> 内閣府「令和2年版高齢社会白書」高齢化の推移と将来推計によります。

## (2) 計画策定の趣旨

令和2年(2020年)(9月末日現在)の住民基本台帳による本町の高齢化率は32.0%となっており、全国の28.9%より高く、北海道の31.7%よりわずかに高い水準となっています。推計では、今後も本町の高齢化率は上昇する見込みです。

国では、介護保険事業計画を、第6期から「地域包括ケア計画」として位置付けています。本町では、平成29年度(2017年度)より開始となった介護予防・日常生活支援総合事業の枠組みを中心に、高齢者の自立支援や要介護状態になった場合でも重度化を防止する取組を進めています。

また、国では、基本指針において以下のような事項の記載を第8期計画において充実することとしていますが、ここには本町においても対応を図らなければならない事項が多く含まれていると考えられます。

- 1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- 2 地域共生社会の実現
- 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)
- 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- 5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 7 災害や感染症対策に係る体制整備

※基本指針より

本町では、前計画において、「健康的な高齢者の支援」「高齢者の日常生活の支援」「高齢者の尊厳保持」「介護保険サービスの充実」「幅広い施策による支援」「包括ケア体制の充実強化」を基本理念として掲げ、介護保険制度を含めた高齢者施策の体系的な推進と円滑な実施を目指した数々の取組を進めてきました。

今回の「浜中町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)は、上記のような国の状況・方針と、前計画までの取組を踏まえ、全ての高齢者が地域社会において自分らしく健やかに、安心して日常生活を送ることができるよう、引き続き地域包括ケアシステムを深化・推進するための計画とし、持続可能な介護保険制度や高齢者福祉施策の確立、地域共生社会の実現を目指して策定するものです。



## 2 計画の根拠法と位置付け

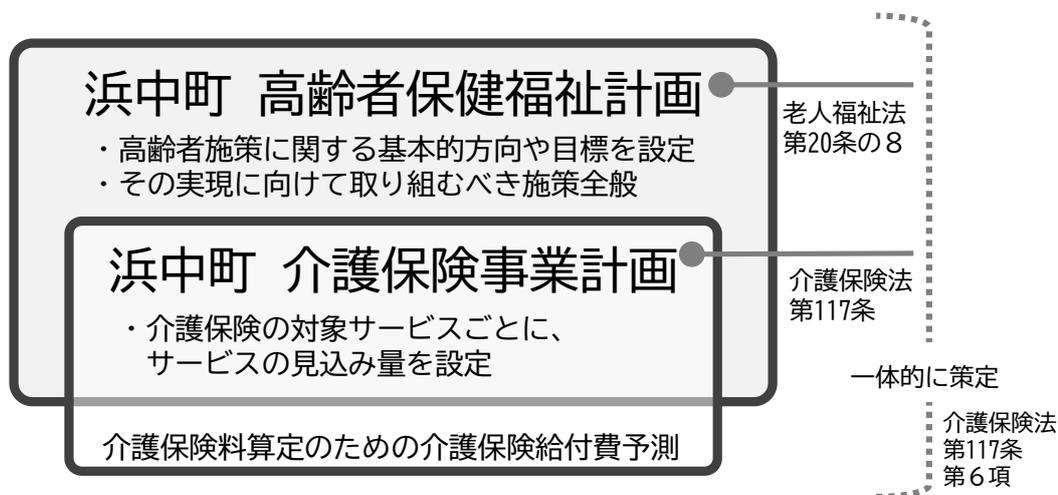
### (1) 計画の根拠法

本計画は、高齢者に関する施策を総合的に推進していくために、本町における「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を、介護保険法第117条第6項の規定により包括的に策定するものです。

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」に位置付けられる計画であり、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定され、3年を1期としての策定が義務づけられているものです。介護保険の対象サービスの種類やサービスの見込み量を定め、介護保険事業費の見込み等について明らかにするとともに、保険給付の円滑な実施を確保するために策定します。

#### ▼ 計画の根拠法



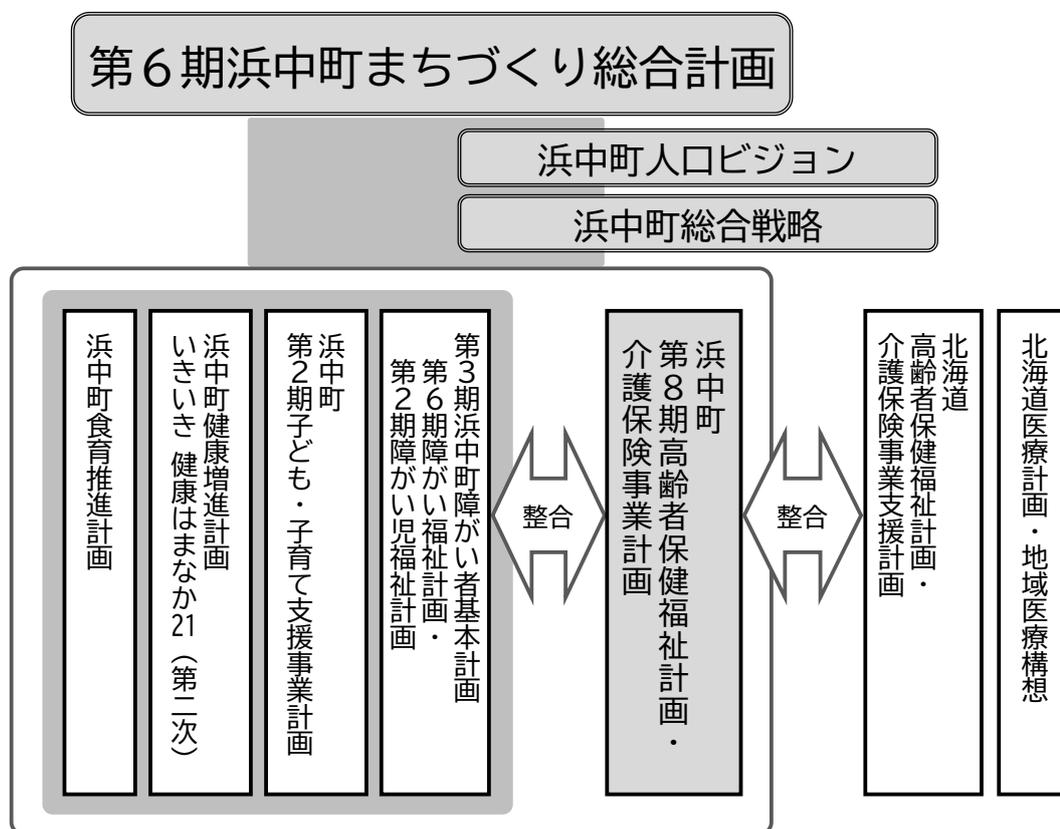
## (2) 計画の位置付け・関連計画との連携

本計画は「第6期浜中町まちづくり総合計画」を上位とする部門別計画として位置付けます。

本計画で引き続き深化・推進を目指す地域包括ケアシステムは、町の福祉施策全体に関連性の深い概念であることから、「第3期浜中町障がい者基本計画・第6期障がい者、第2期障がい児福祉計画」、「浜中町第2期子ども・子育て支援事業計画」、「いきいき健康はまなか21(第二次)～健康なまちづくり行動計画～」など、他の関連計画との整合を図りながら策定します。

また、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」「北海道医療計画」など道の関連計画とも整合を図ります。

### ▼ 計画の位置付け

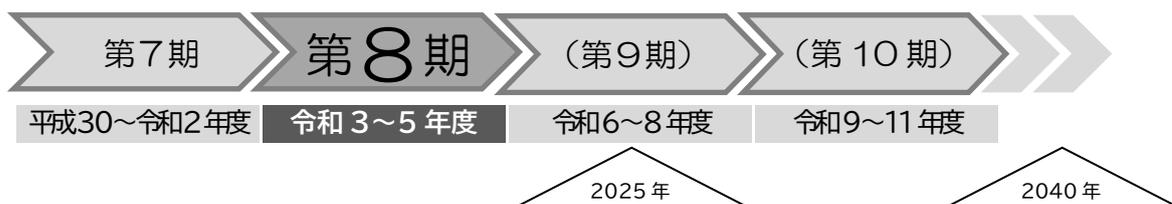




### 3 計画の期間

本計画は、令和3年度(2021年度)を初年度とし、令和5年度(2023年度)を目標年度とする3か年の計画です。令和7年(2025年)、令和22年(2040年)までを見据えつつ、引き続き町の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進させるための計画と位置付け、最終年度にあたる令和5年度(2023年度)には本計画を見直して第9期計画の策定を行います。

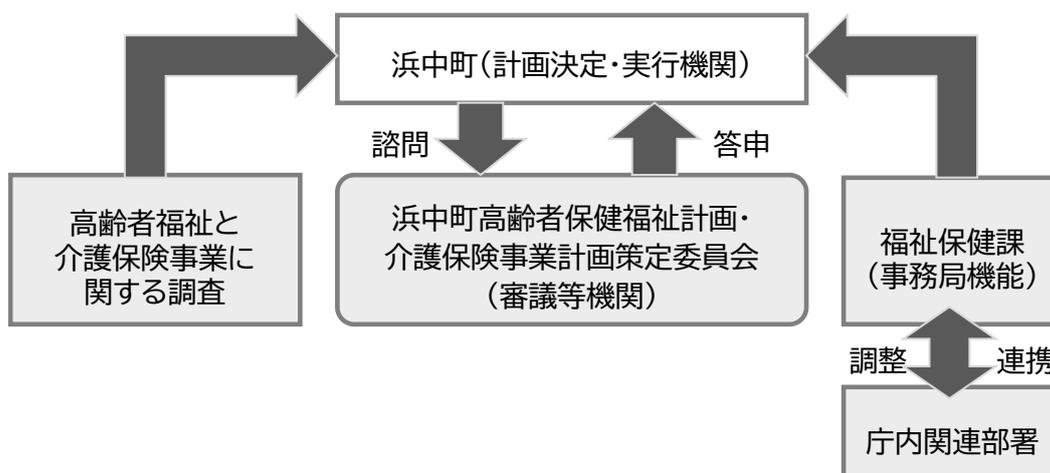
#### ▼ 計画の期間



### 4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、高齢者福祉事業の担当部門である浜中町福祉保健課を中心として、計画の評価及び見直しを行うとともに、計画策定の基礎資料を得ることを目的として高齢者福祉と介護保険事業に関する調査を実施し、町民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者等の構成による「浜中町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画内容の審議を行いました。

#### ▼ 策定体制



## 5 第8期介護保険事業計画の要点

本計画を構成するうちの一つ、介護保険事業計画について、国は基本方針、都道府県は支援計画、市町村は介護保険事業計画を定めます。浜中町においては、以下のポイントを鑑みつつ高齢者人口の推移や今後の予測など本町の実情・特徴に合わせた計画策定を行っています。

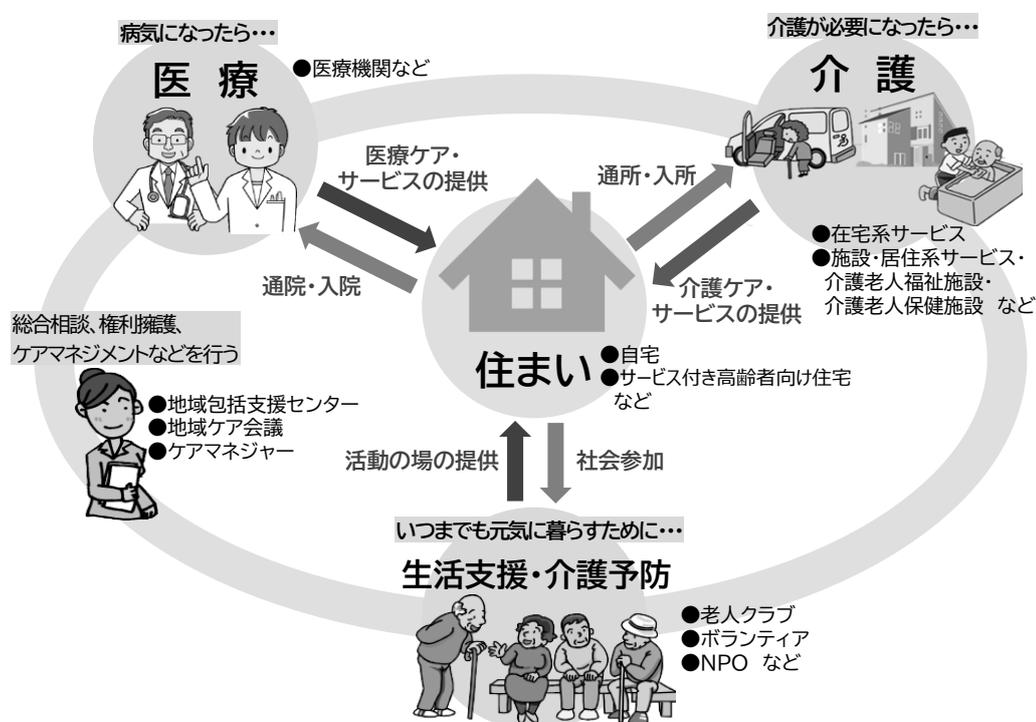
### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険事業計画は、第6期から「地域包括ケア計画」として位置付けられており、令和7年(2025年)までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することが求められています。第8期計画は、引き続き本町の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していく計画とします。

「地域包括ケアシステム」は、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

いつまでも元気で暮らすための生活支援や介護予防、介護が必要になった場合には介護保険制度によるサービス、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう医療と介護の連携を推進し、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が地域で一体的に提供される社会的な仕組みを目指します。

#### ▼ 地域包括ケアシステムのイメージ



資料:厚生労働省資料より作成



## (2) 令和7年(2025年)、令和22年(2040年)を見据えた検討

第8期計画期間中の介護需要、サービス種類ごとの量の見込みや保険料水準を推計することに加え、令和7年(2025年)、令和22年(2040年)までの予測を行い、中長期的な視野に立った検討を行います。

## (3) 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って助け合いながら暮らしていくことのできる社会のことです。基本理念のもと、共に支え合う地域社会の形成を目指した計画とします。

## (4) 介護予防・健康づくり・自立支援施策の充実・推進

高齢者が要介護状態等となることを予防するためには、フレイル<sup>2</sup>への対応が大切であり、早期からの介護予防への取組を充実させていくことが重要です。

可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業計画による事業と、高齢者保健福祉計画による様々な取組を効果的に融合させ、介護予防・健康づくり・自立支援をさらに進める計画とします。

## (5) 認知症施策の推進

認知症になっても在宅で安心して暮らしていけるよう、国の「認知症施策推進大綱」等を踏まえつつ、早期診断・早期対応、症状に応じたサービス利用の流れの確立、介護者支援などの認知症施策に取り組む必要があります。

## (6) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の自然災害の頻発化や新型コロナウイルス感染症の流行などを踏まえ、災害や感染症対策についての体制整備を進めます。

---

2 フレイル：健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味します。

## 第2章 高齢者を取り巻く状況

### 1 人口等の動向

#### (1) 人口構成

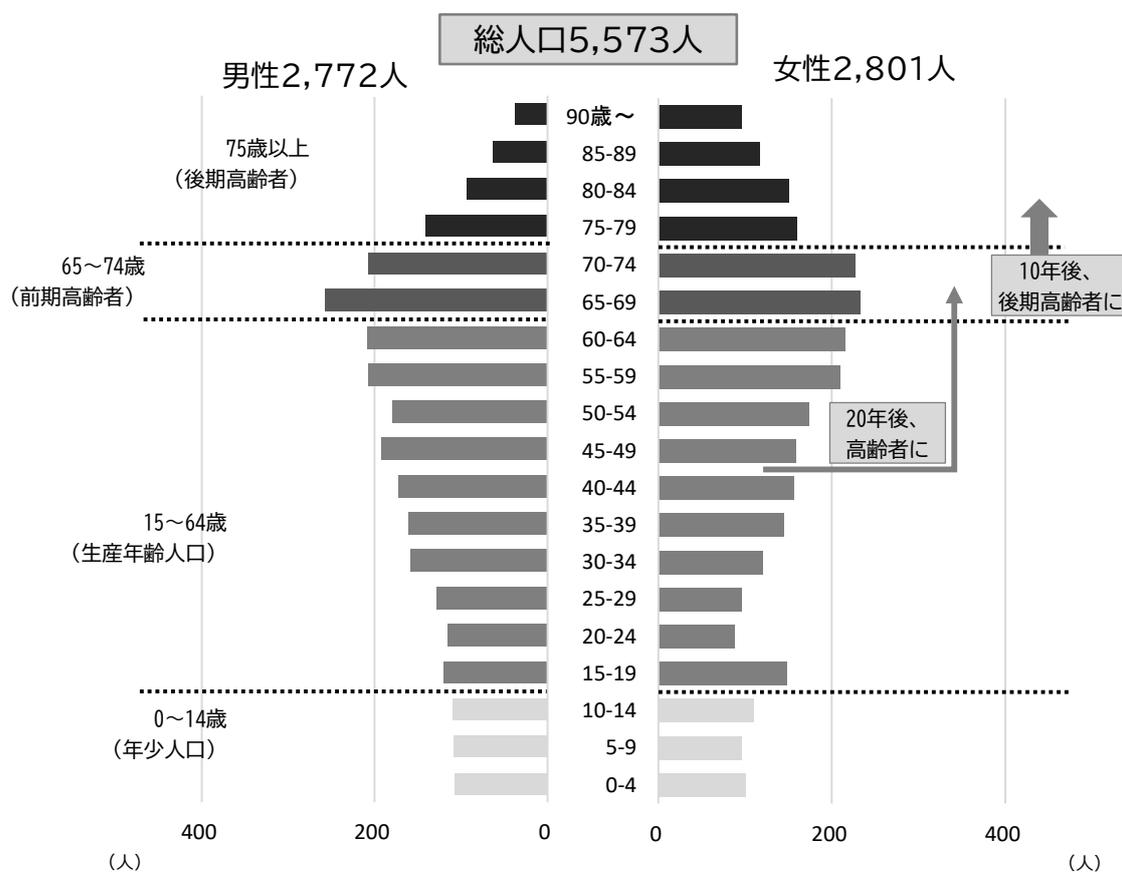
令和2年(2020年)9月末日現在の人口構造を見ると、65～69歳が最大の人口で、いわゆる「団塊の世代」を含む70～74歳がそれに続くボリュームゾーンとなっています。この層が、今後10年の間に、順次後期高齢者へと移行していきます。

また、生産年齢人口の中で見ると、20年後には高齢者となる45歳～64歳の人口が多い状況となっています。

高齢者に比べると、生産年齢人口の各層の人口が少ないことから、当面の間はより少ない人数で高齢者を支えていく傾向が続くことになると考えられます。

総人口の性別では、男性が2,772人、女性が2,801人で、女性が男性より29人多くなっています。

#### ▼ 人口ピラミッド



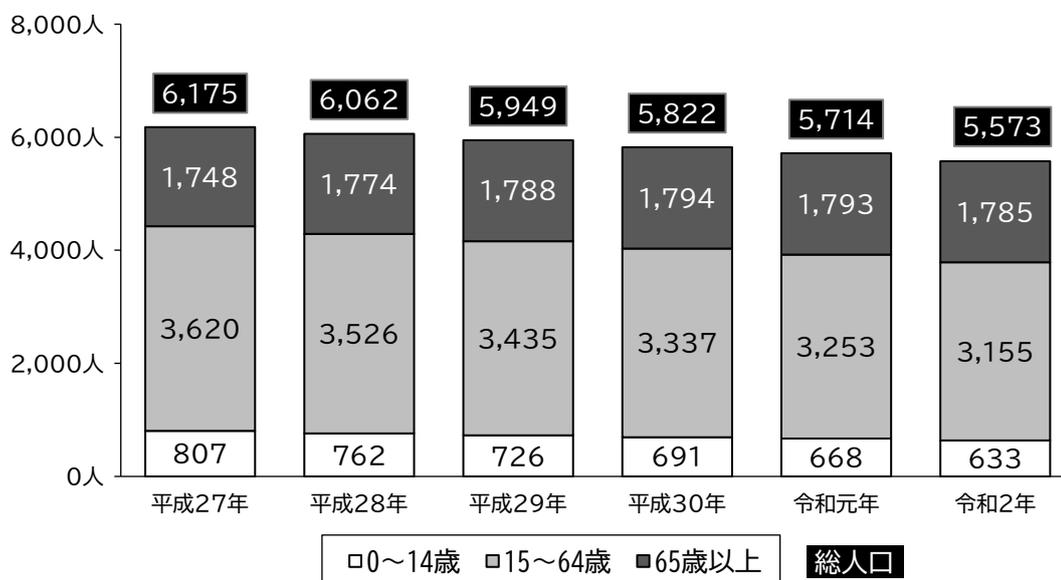
資料:住民基本台帳(令和2年9月末日現在)



## (2) 人口等の推移

本町の総人口は減少傾向で推移しており、年齢区分別に見ると、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)が継続的に減少している一方、高齢者人口(65歳以上)は平成30年(2018年)まで増加傾向、その後は微減の傾向に転じています。

▼ 年齢3区分別人口の推移

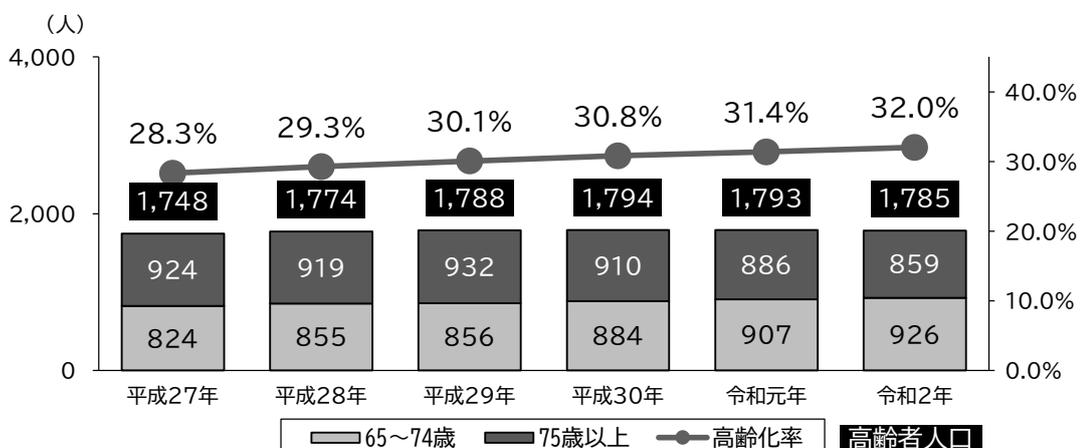


資料:住民基本台帳(各年9月末日現在)

## (3) 高齢者人口・高齢化率の推移

高齢化率は継続的に上昇しており、平成29年(2017年)には30%を超え、令和2年(2020年)では32.0%となっています。平成30年(2018年)までは、高齢者人口のうち、75歳以上の後期高齢者人口が65~74歳の前期高齢者人口を上回る状況でしたが、令和元年(2019年)には逆転し、前期高齢者の方が多くなっています。

▼ 高齢者人口・高齢化率の推移

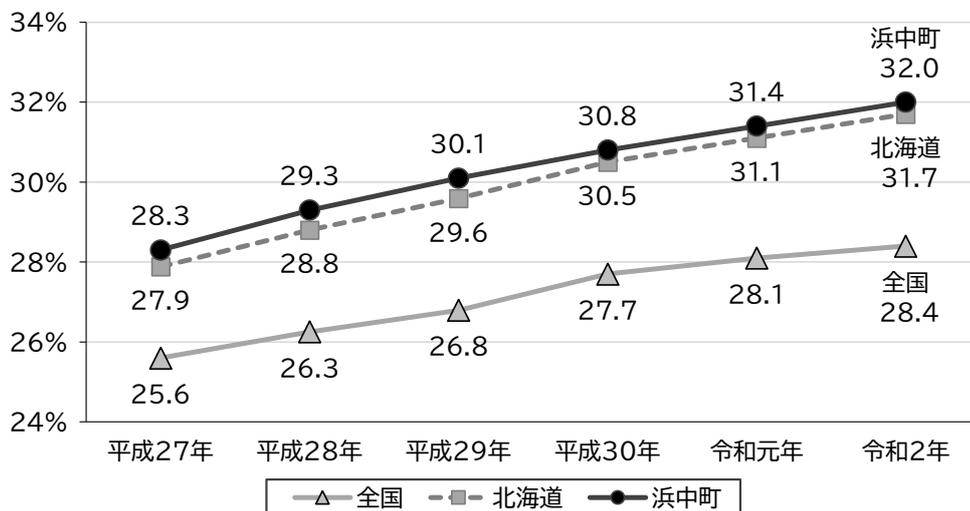


資料:住民基本台帳(各年9月末日現在)

#### (4) 高齢化率の推移（国・道との比較）

本町の高齢化率は全国の平均を大きく超え、北海道の平均よりもわずかに高い水準で推移しています。

##### ▼ 高齢化率の推移（国・道との比較）



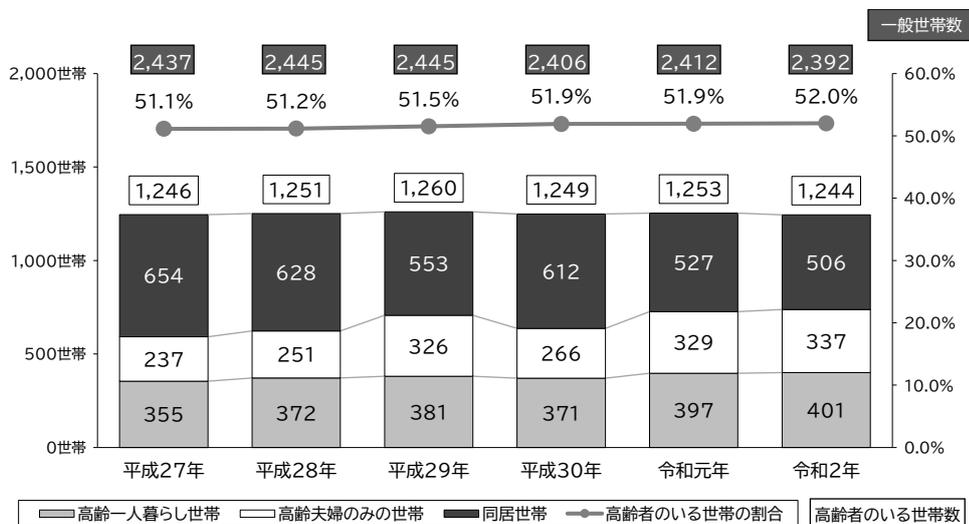
資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）  
 全国・北海道は総務省：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年1月1日現在）

#### (5) 世帯数・高齢者のいる世帯数の推移

令和2年(2020年)時点の世帯数は2,392世帯、高齢者のいる世帯は1,244世帯で、世帯に占める割合は52.0%となっています。世帯の半数以上に高齢者がいることになり、その割合も少しずつ増加の傾向となっています。

また、高齢一人暮らし世帯は上下動もありますが、増加の傾向となっています。

##### ▼ 世帯数・高齢者のいる世帯数の推移



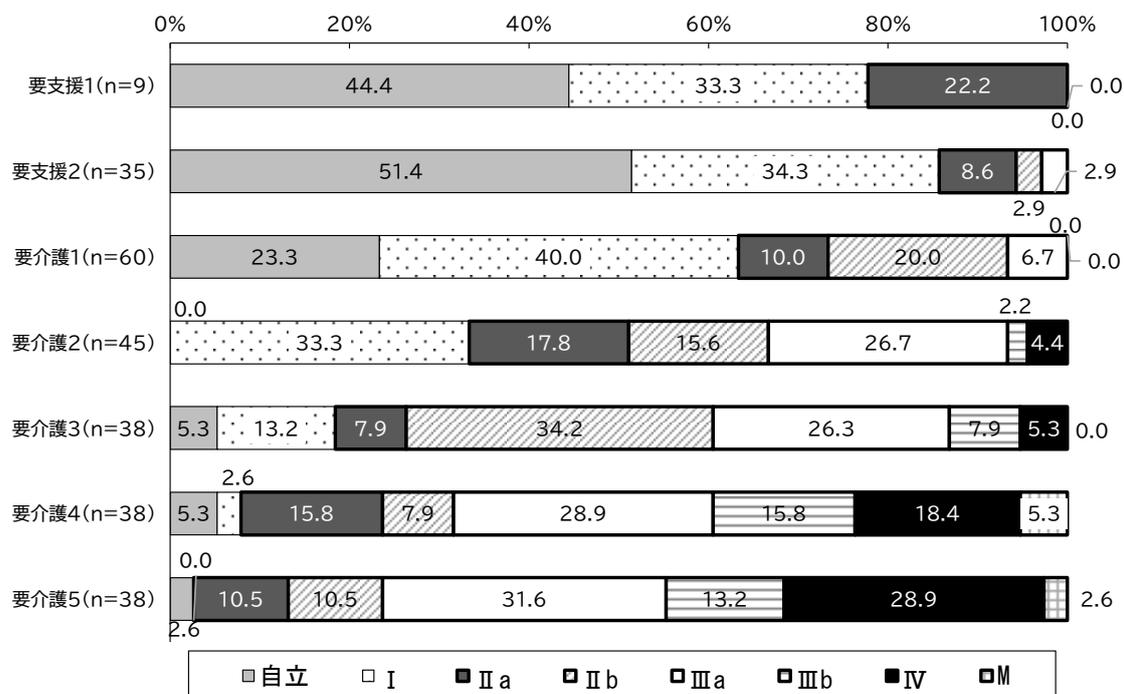
資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）



## (6) 認知症自立度

令和元年(2019年)の要介護・要支援認定を受けている高齢者について認知症の日常生活自立度を見ると、何らかの支援が必要とされる「Ⅱa」以上の人の割合は、介護度が上がるほど高くなっています。

### ▼ 認知症高齢者の日常生活自立度（認定度別）



## 2 高齢者に関する町民アンケート調査

### (1) 調査の目的

本町では、本計画策定にあたり、令和2年度(2020年度)に高齢者や地域の課題をよりの確に把握するため、二つの町民アンケートを行いました。調査の目的は以下のとおりです。

#### ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

介護予防・日常生活支援総合事業の推進等へ向け、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進の観点から、社会資源の把握等を行うことを主な目的としたもので、国の提示による調査票に町独自の設問を追加して実施しました。

#### ②在宅介護実態調査

要介護者の在宅生活の継続や、介護にあっている主な介護者への支援に有効な介護サービスのあり方を検討することを主な目的としたもので、国の提示による調査票に町独自の設問を追加して実施しました。

### (2) 調査の概要

#### ○調査対象者

##### ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：

町内にお住まいの65歳以上で、「要介護認定を受けていない方」及び「要支援1・2認定を受けている方」

##### ②在宅介護実態調査：

町内にお住まいで、「要介護1～5の認定を受けて在宅で生活をしている方及びその家族」

#### ○調査方法

##### ①郵送配布・郵送回収

##### ②調査員による聞き取り調査

#### ○調査期間

令和2年7月20日～8月31日

#### ○配布・回収状況：

	配布数	回収数	回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,581票	847票	53.6%
②在宅介護実態調査	97票	81票	83.5%

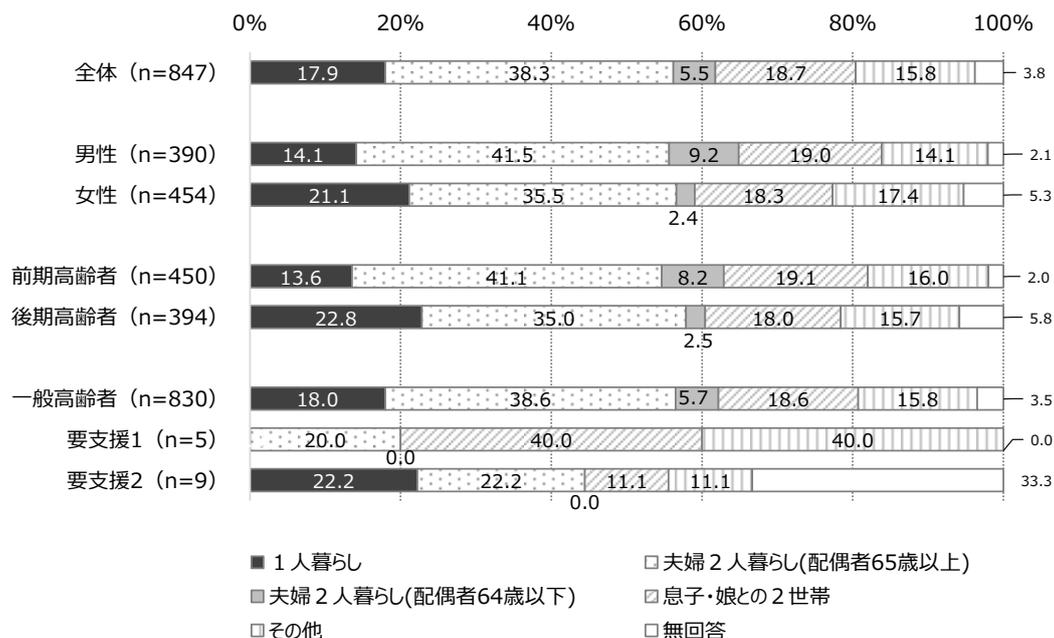


### (3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

#### ① 家族構成、介護・介助の状況

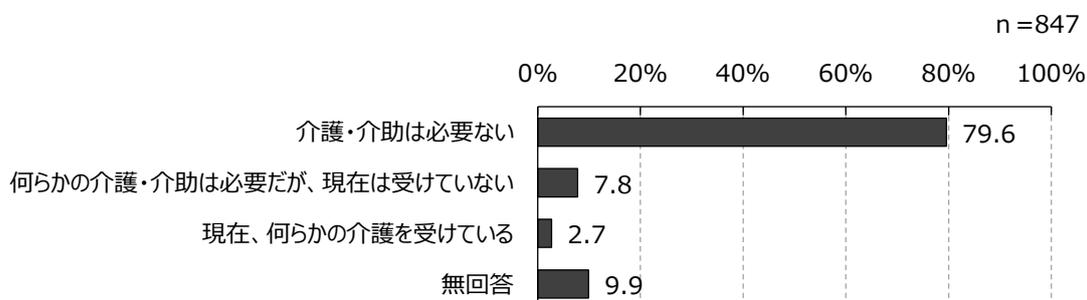
「夫婦2人暮らし(配偶者 65 歳以上)」が 38.3%と最も多く、「息子・娘との2世帯」が 18.7%、「1人暮らし」が 17.9%、「その他」が 15.8%、「夫婦2人暮らし(配偶者 64 歳以下)」が 5.5%です。「1人暮らし」に着目すると、男性より女性、前期高齢者より後期高齢者の方が割合が高く、要支援2で 22.2%が1人暮らしです。

##### ▼ 家族構成×属性



介護・介助の必要性は、「介護・介助は必要ない」が 79.6%と最も多く、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が 7.8%、「現在、何らかの介護を受けている」が 2.7%です。

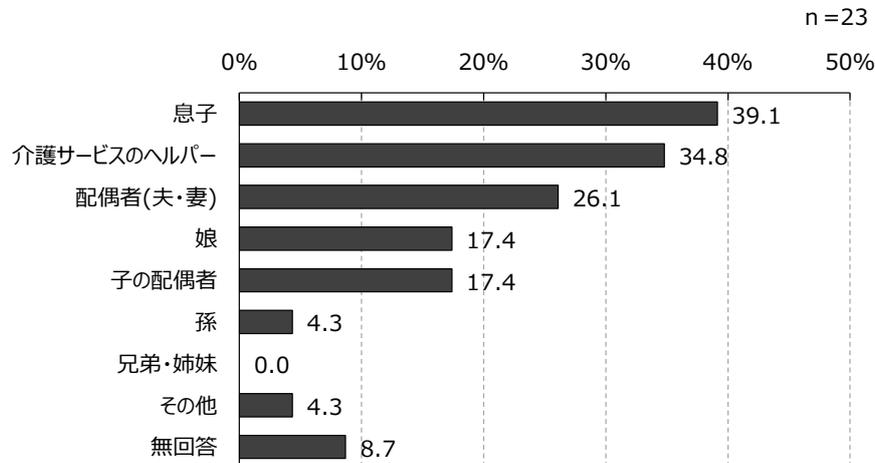
##### ▼ 介護・介助の必要性



※「一人暮らし」「二人暮らし」は、アンケート内では国の調査票設定に合わせて「1人暮らし」「2人暮らし」と表記しています。(以下同)

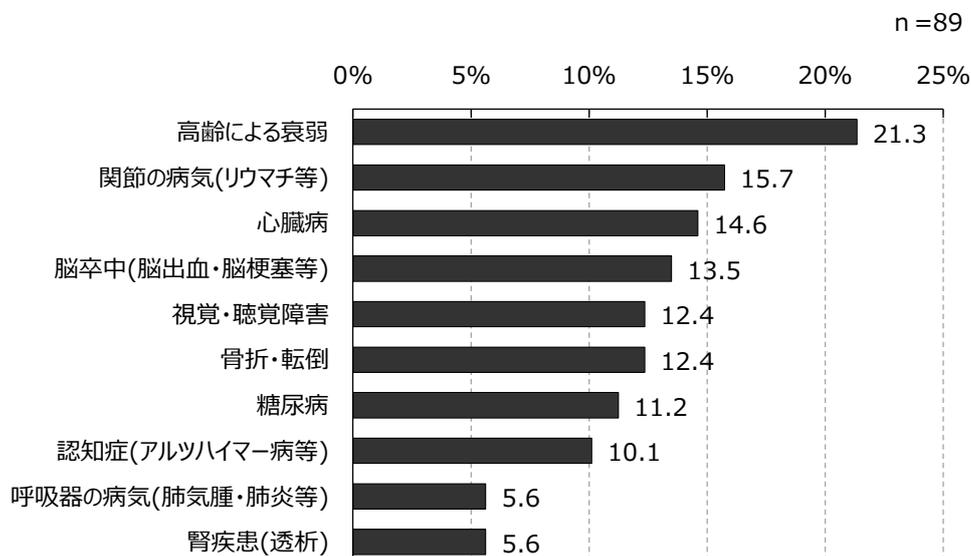
現在、何らかの介護・介助を受けているとした方の主な介護・介助者は、「息子」が 39.1%と最も多く、「介護サービスのヘルパー」が 34.8%、「配偶者(夫・妻)」が 26.1%、「娘」及び「子の配偶者」が 17.4%です。

▼ 主な介護・介助者 (複数回答)



介護・介助が必要になった主な原因は、「高齢による衰弱」が 21.3%と最も多く、「関節の病気(リウマチ等)」が 15.7%、「心臓病」が 14.6%、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」が 13.5%、「視覚・聴覚障害」及び「骨折・転倒」が 12.4%です。

▼ 介護・介助が必要になった主な原因 (複数回答)



※5%未満、無回答を略

介護予防の一環として転倒リスクの軽減は重要

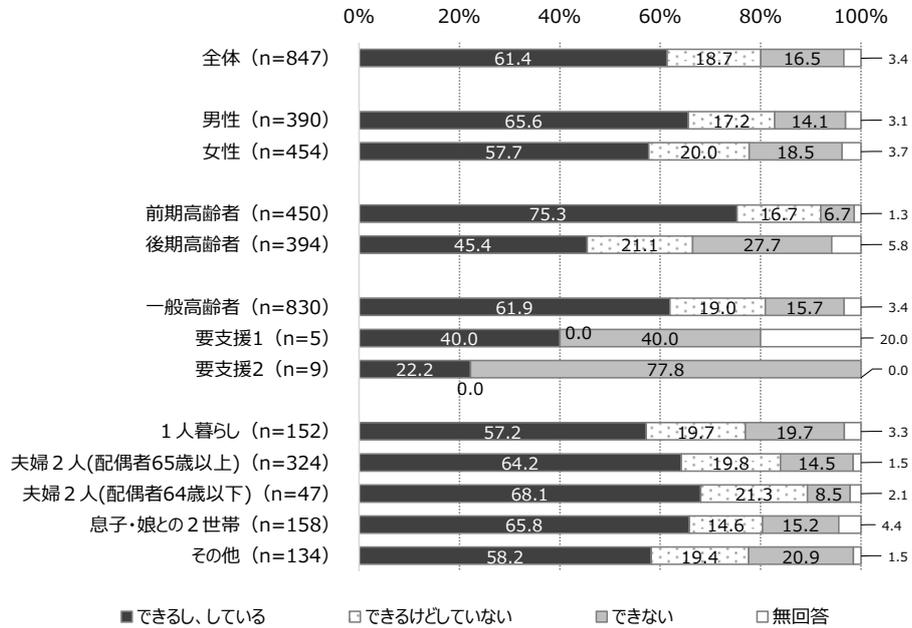
現在は介護・介助を必要としない人が多数です。しかし、介護が必要な人の主な原因で 12.4%となる「骨折・転倒」は誰にでも予期せず起こる可能性があり、介護予防の一環としての転倒リスクの軽減は重要です。特に、全体で17.9%となる「1人暮らし」高齢者において、同居者がいない中で転倒した際の対応について配慮が求められます。



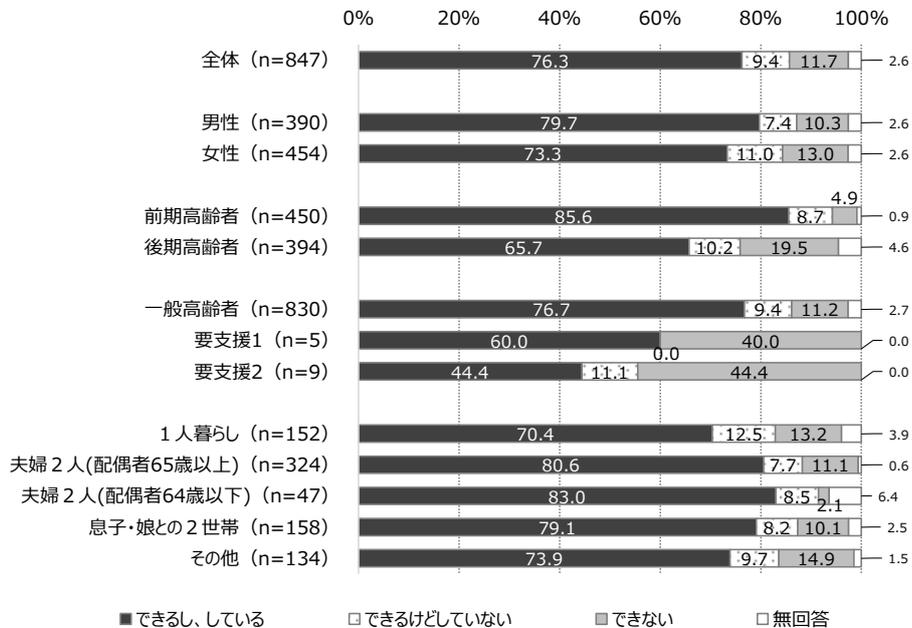
## ②介護予防の観点

運動器機能の低下に関する代表的な設問では、高齢になるにつれて「できない」の割合が増え、「できるし、している」の割合が減っています。

### ▼ 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか×属性

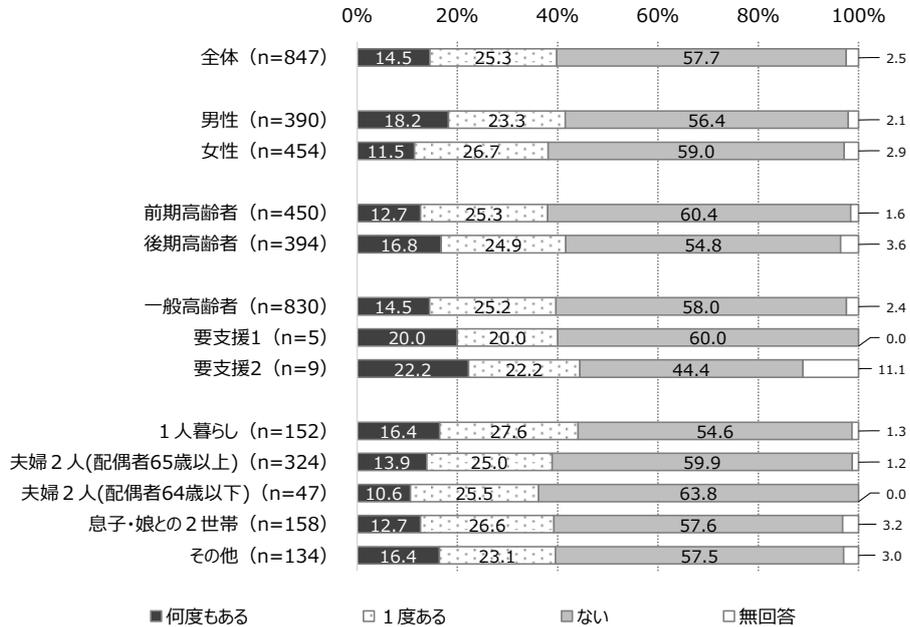


### ▼ 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか×属性

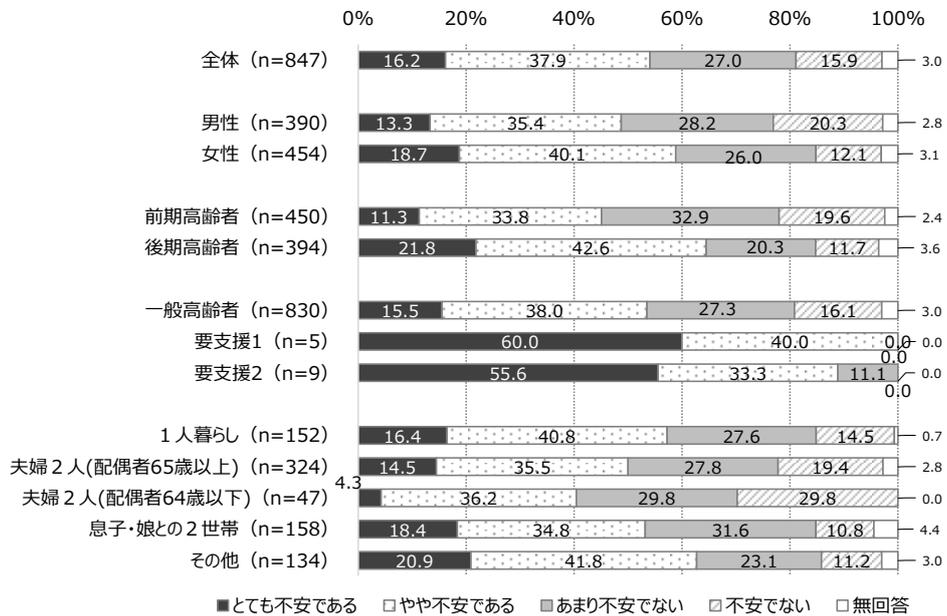


転んだ経験、転倒に対する不安、ともに高齢になるにつれて増加しています。

▼ 過去1年間に転んだ経験がありますか×属性



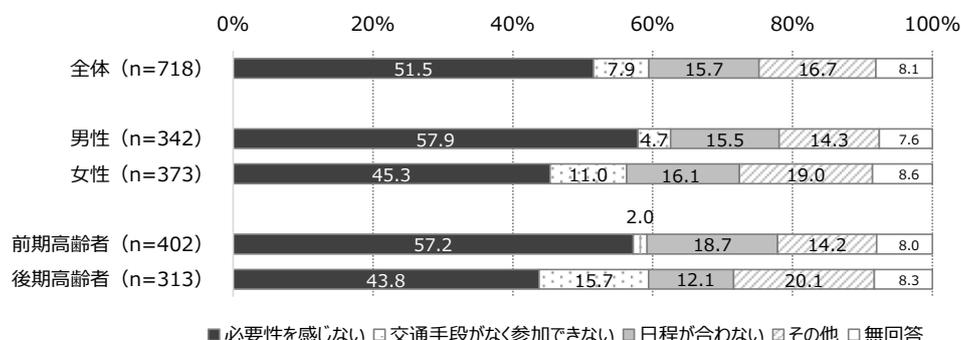
▼ 転倒に対する不安は大きいですか×属性





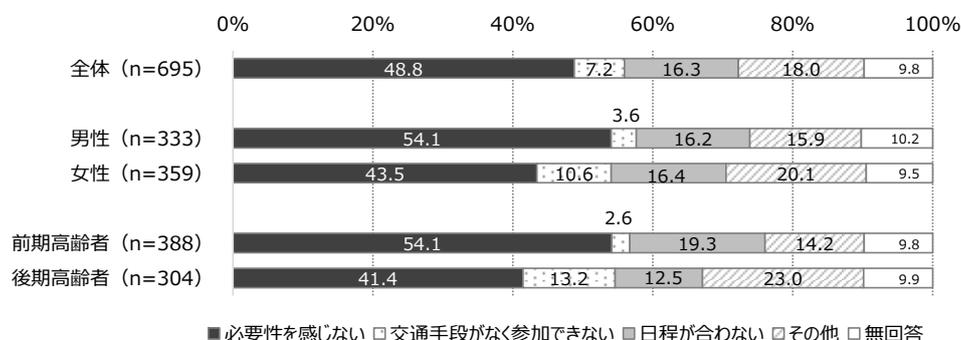
介護予防のための通いの場に参加していない人の理由は、「必要性を感じない」が 51.5%と最も多く、「日程が合わない」が 15.7%、「交通手段がなく参加できない」が 7.9%です。「必要性を感じない」は男性及び前期高齢者、「交通手段がなく参加できない」は女性及び後期高齢者、「日程が合わない」は女性及び前期高齢者の方が、割合が高くなっています。

▼ 介護予防のための通いの場に参加していない理由×性別・年齢別



地域の健康教室に参加していない人の理由は、「必要性を感じない」が 48.8%と最も多く、「日程が合わない」が 16.3%、「交通手段がなく参加できない」が 7.2%です。「必要性を感じない」は男性及び前期高齢者、「交通手段がなく参加できない」は女性及び後期高齢者、「日程が合わない」は前期高齢者の方が、割合が高くなっています。「日程が合わない」は性別の違いが少ないものの、わずかに女性の方が割合が高くなっています。

▼ 地域の健康教室に参加していない理由×性別・年齢別



### 介護予防の取組は少しでも早期に

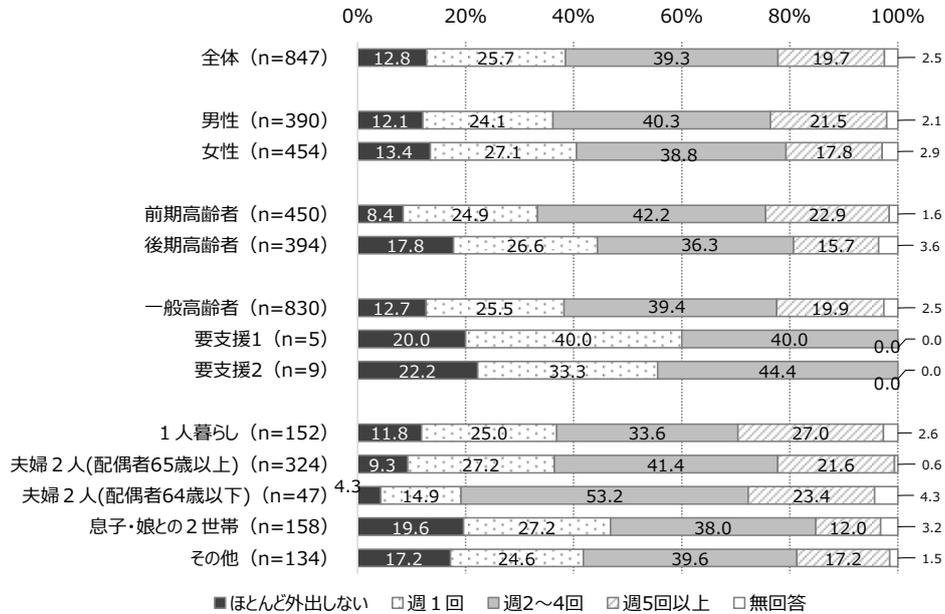
運動器機能の維持や転倒予防につながる介護予防のための取組は前期高齢者の早い時期から始めることが重要です。

本町で実施している「わっはっは」や「ほのぼのくらぶ」等をより活用し、「必要性を感じない」人に対しては必要性を感じられるよう案内や誘い、「日程が合わない」人に対しては開催日の工夫、後期高齢者で多くなる「交通手段がなく参加できない」人に対しては移動支援や送迎等を検討する必要があります。

### ③外出と移動手段

外出の頻度は、「週2～4回」が 39.3%と最も多く、「週1回」が 25.7%、「週5回以上」が 19.7%、「ほとんど外出しない」が 12.8%です。「ほとんど外出しない」の割合は、女性が男性よりわずかに高く、後期高齢者では前期高齢者より高くなっています。要支援になると約2割が「ほとんど外出しない」と回答しています。

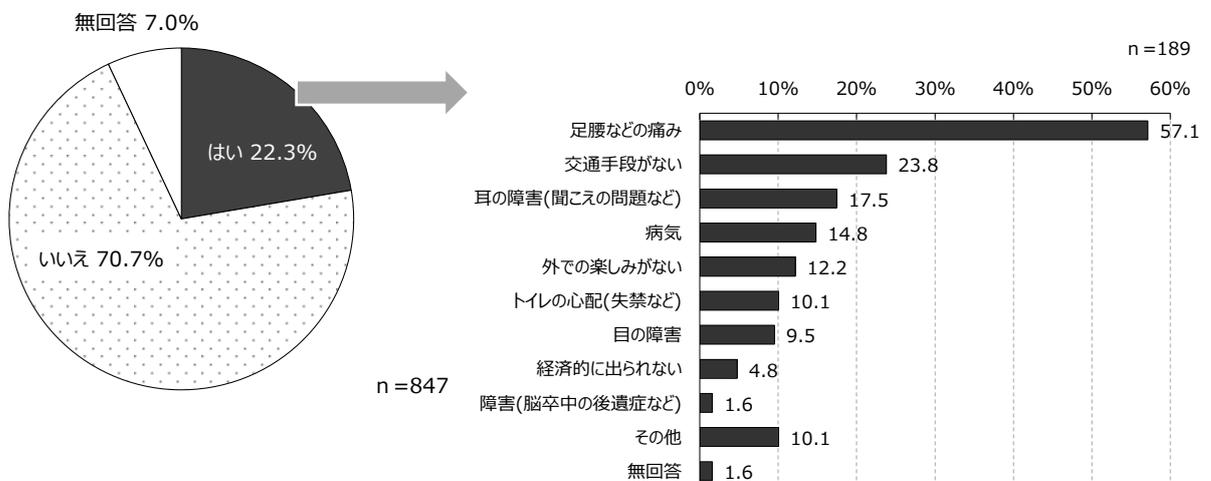
#### ▼ 週に1回以上は外出していますか×属性



外出をするのが大変かどうかは、「はい」が 22.3%、「いいえ」が 70.7%です。外出が大変な人の理由は、「足腰などの痛み」が 57.1%と最も多く、「交通手段がない」が 23.8%、「耳の障害」が 17.5%、「病気」が 14.8%、「外での楽しみがない」が 12.2%です。

#### ▼ 外出をするのが大変か

#### ▼ 外出が大変な理由 (複数回答)

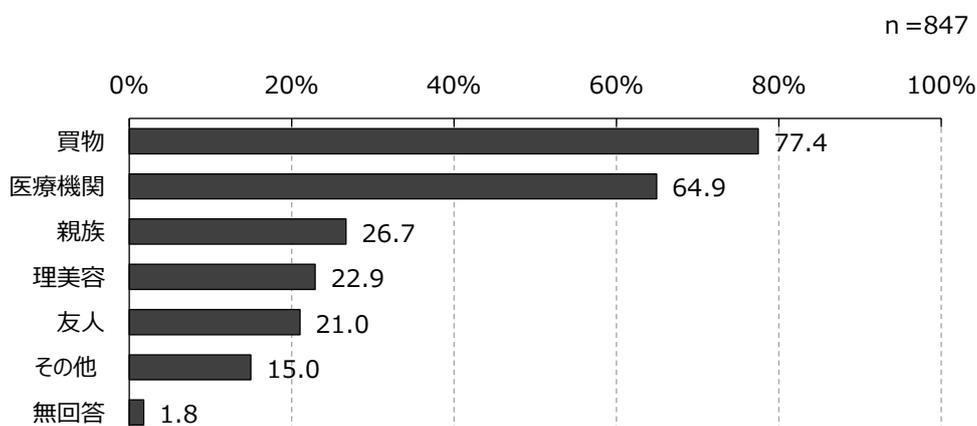




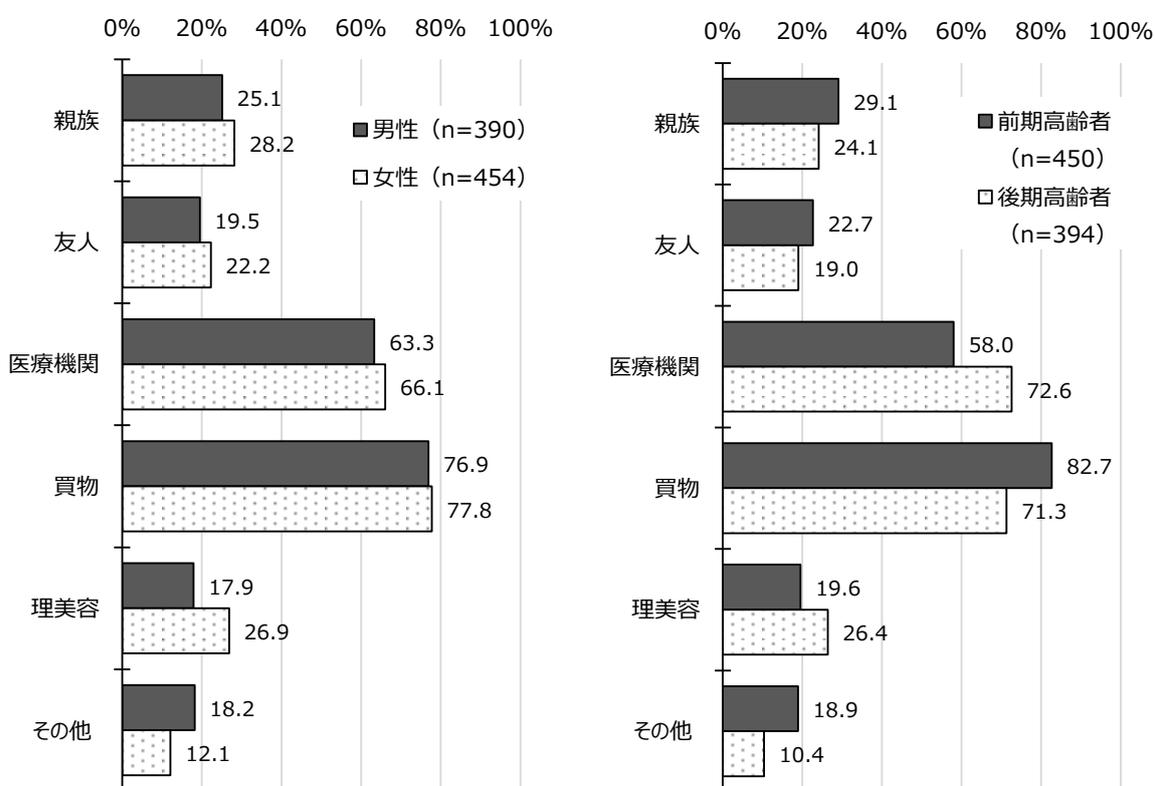
外出先で多いところは、「買物」が 77.4%で最も多く、「医療機関」が 64.9%、「親族」が 26.7%、「理美容」が 22.9%、「友人」が 21.0%です。

性別では、「その他」を除くすべてで女性の方が割合が高く、「理美容」ではその差が9%となっています。年齢別では、「医療機関」「理美容」で後期高齢者の方が割合は高く、「医療機関」ではその差が 14.6%となっています。

▼ 外出先で多いところ（複数回答）

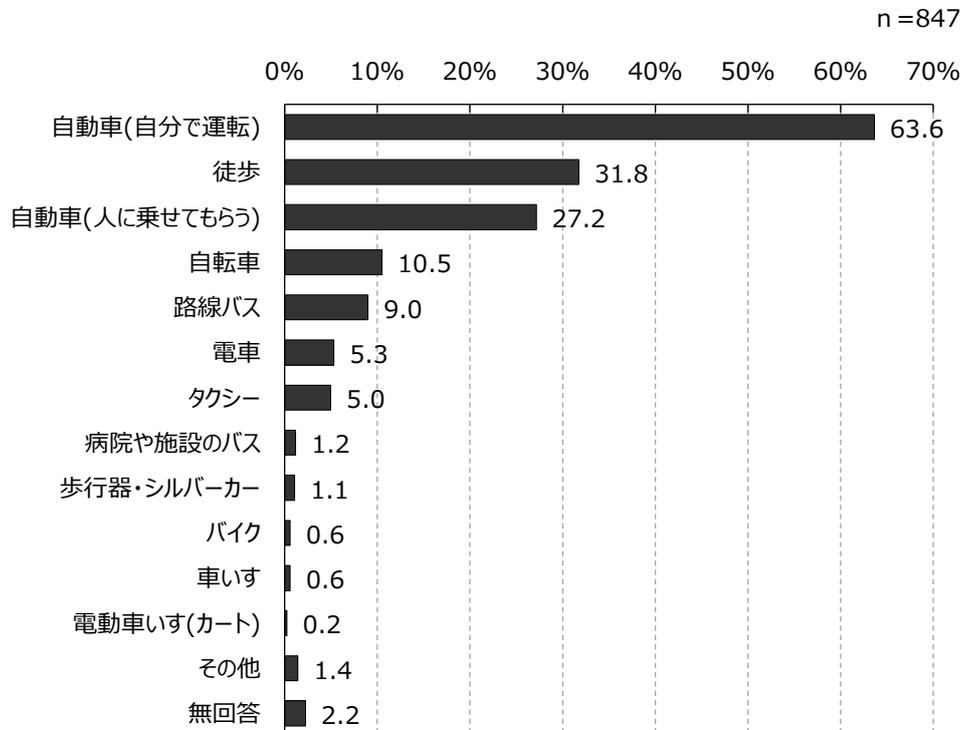


▼ 外出先で多いところ（複数回答）×性別・年齢別



外出する際の移動手段は、「自動車(自分で運転)」が 63.6%と最も多く、「徒歩」が 31.8%、「自動車(人に乗せてもらう)」が 27.2%、「自転車」が 10.5%、「路線バス」が 9.0%です。

▼ 外出する際の移動手段（複数回答）



### 移動支援、機会創出など多方面からの配慮が必要

外出の頻度は後期高齢者になると少なくなる傾向にあります。外出を控えている人の理由では「足腰などの痛み」という身体的要因に続き、環境的な要因である「交通手段がない」が第2位、「外での楽しみがない」が第5位となっています。

移動手段で車を運転する人は多く、高齢化に伴い運転が難しくなった場合に外出機会が減少してしまうことが懸念されます。

社会的な孤立を防ぎ、他者との交流の起点ともいえる外出については、高齢者が外に出やすくなる移動支援、外での居場所・楽しみづくりなど多方面からの視点が必要です。

外出先では買物、医療機関といった生活上、身体上で必要な場所が多くなっていますが、「友人」も21.0%となっており、地域の集まりや交流による外出機会創出の必要性も考えられます。

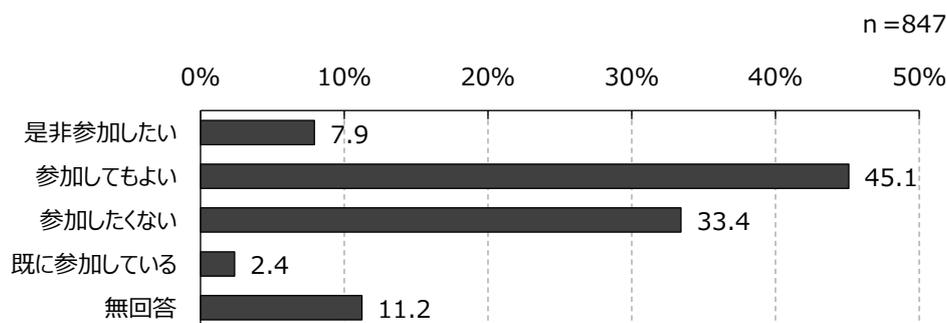


#### ④社会参加

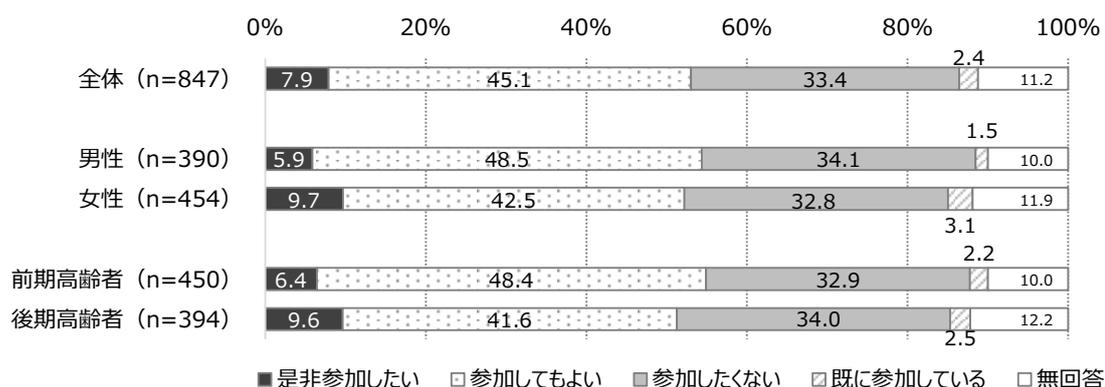
地域住民主体の健康づくりや趣味等のグループ活動への、参加者としての参加意向は、「参加してもよい」が 45.1%と最も多く、次いで「参加したくない」が 33.4%、「是非参加したい」が 7.9%、「既に参加している」が 2.4%です。

「是非参加したい」「既に参加している」のいずれも、女性、後期高齢者の方で割合が高く、どの層においても、「参加したくない」は全体とほぼ同様に3割を超えています。

##### ▼ 住民主体の地域づくり活動への（参加者としての）参加意向



##### ▼ 住民主体の地域づくり活動への（参加者としての）参加意向×性別・年齢別



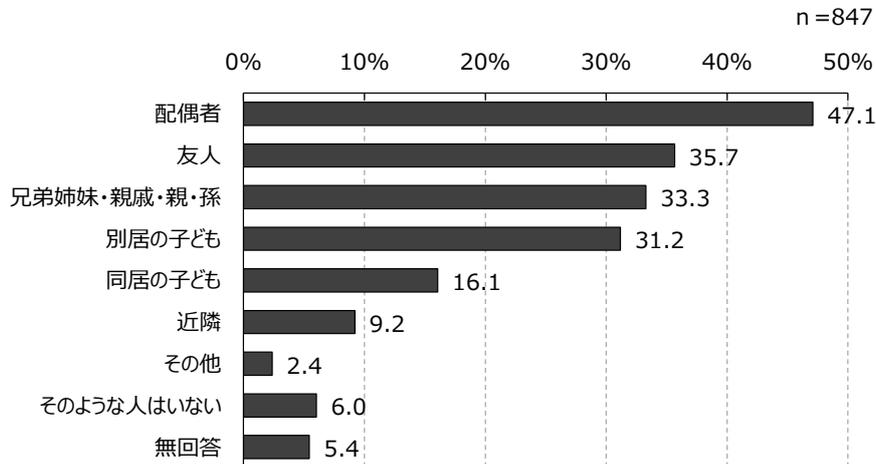
#### 社会参加の意向は過半数、潜在的なポテンシャルは高い

参加者としての参加意向は「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせると半数を超えています。一方、第8期アンケートで追加された選択肢「既に参加している」は、2.4%と非常に少なくなっています。参加の意向がありながら現在は参加していない要因については、外出が大変な理由、主な外出先などの結果も考慮していく必要があります。

## ⑤地域での相談先や支え合い

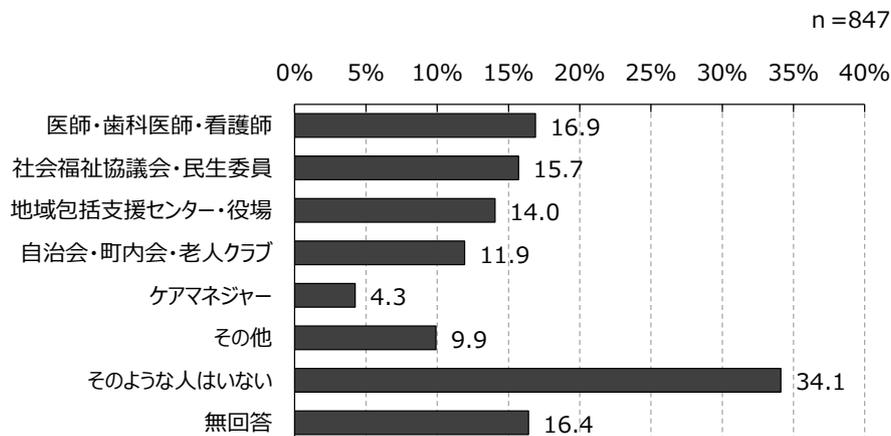
心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が 47.1%と最も多く、「友人」が 35.7%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が 33.3%、「別居の子ども」が 31.2%、「同居の子ども」が 16.1%。「そのような人はいない」が 6.0%です。

### ▼ 心配事や愚痴を聞いてくれる人（複数回答）



地域での相談経路について、家族や友人・知人以外の相談相手は、「医師・歯科医師・看護師」が 16.9%、「社会福祉協議会・民生委員」が 15.7%、「地域包括支援センター・役場」が 14.0%、「自治会・町内会・老人クラブ」が 11.9%です。「そのような人はいない」が 34.1%で最も多くなっています。

### ▼ 家族や友人・知人以外の相談先



## 公助と互助の相互補完が大切

心配事などの相談先は配偶者が多く、3～5位も親族です。家族や友人・知人以外の相談相手では「医師・歯科医師・看護師」「社会福祉協議会・民生委員」「地域包括支援センター・役場」が多くなっています。

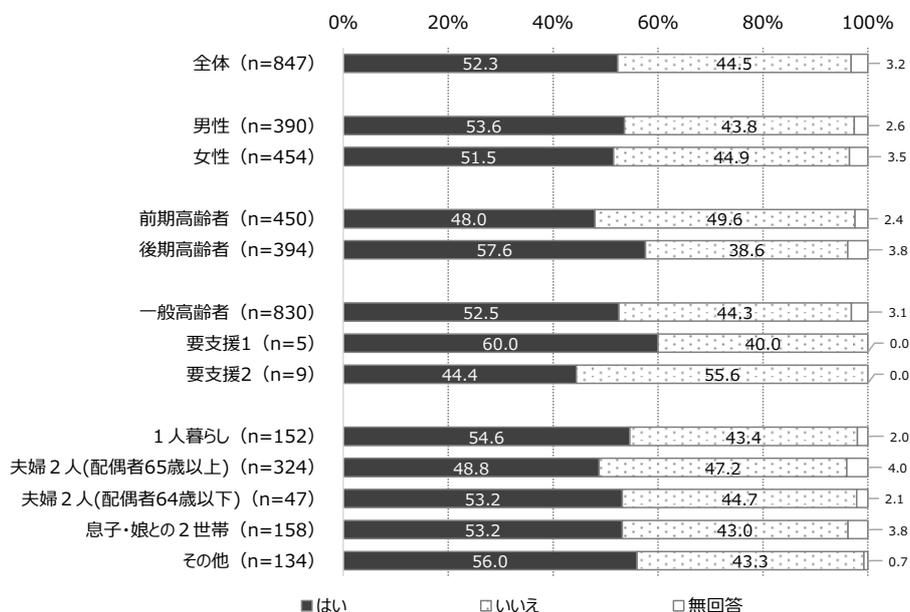
注目点として、心配事や愚痴を聞いてくれる「友人」の高さ、地域での相談先「自治会・町内会・老人クラブ」の存在があります。これら地域の力と、公的サービス・窓口が連携し、補完し合える状況を作り出すことが、「地域共生社会」につながると考えられます。



## ⑥認知症への対応

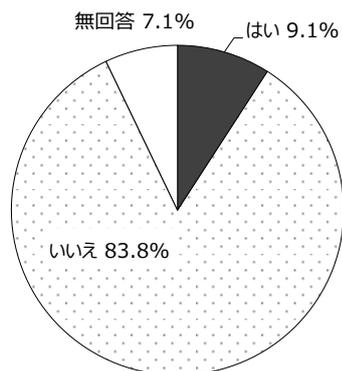
認知機能に関する設問、「物忘れが多いと感じますか」では、「はい」が 52.3%、「いいえ」が 44.5%です。「はい」の割合は、男性が女性より高く、後期高齢者が前期高齢者より高くなっています。

### ▼ 物忘れが多いと感じますか×属性

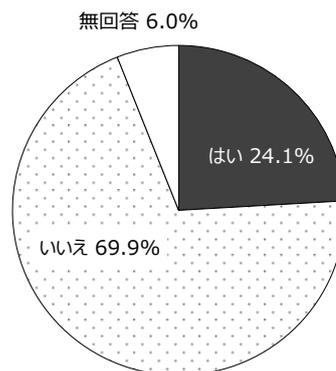


自身や家族に認知症の症状がある人がいるかどうかでは、「はい」が 9.1%、「いいえ」が 83.8%です。認知症に関する相談窓口を知っているかどうかでは、「はい」が 24.1%、「いいえ」が 69.9%です。

### ▼ 認知症の症状がある人がいるか (左)



### 認知症に関する相談窓口を知っているか (右)



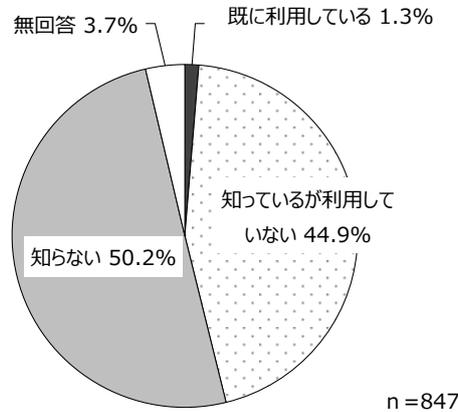
## リスクは存在し、認知症への理解、相談窓口の周知は重要

自身や家族の認知症の症状を感じている人は9.1%と少なく、相談窓口について知っている人は24.1%とあまり高くはありません。しかし、「物忘れが多いと感じますか」の設問では、「はい」が52.3%となっており、認知症への対応は早期の発見・対応が重要であることから、相談窓口についての周知が引き続き必要です。

## ⑦配食サービス

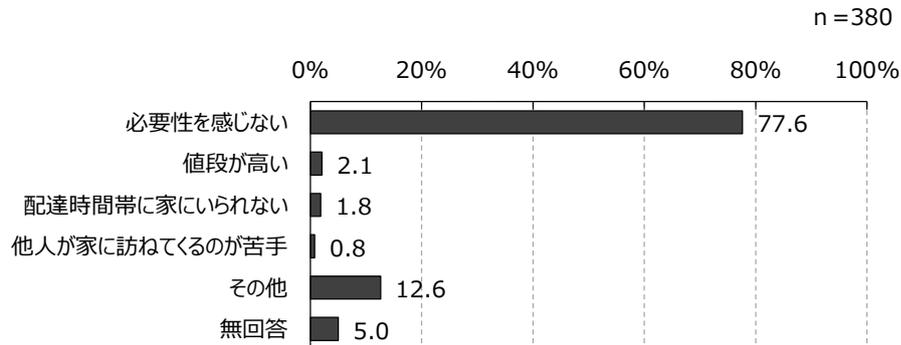
浜中町に配食サービス(お弁当の宅配)があることを知っているかどうかでは、「知らない」が 50.2%と最も多く、「知っているが利用していない」が 44.9%、「既に利用している」が 1.3%です。

### ▼ 配食サービス(お弁当の宅配)の認知度



「知っているが利用していない」人の利用していない理由では、「必要性を感じない」が 77.6%です。

### ▼ 配食サービスを利用していない人の理由



### ▼ 利用していない理由「その他」より 潜在的なニーズと捉えられるものを抜粋

今のところ自分で準備できる(25)／内容など情報を把握してない(3)／家族がいるので今のところは必要ない(3)／将来利用する(2)／今現在は必要性を感じないが将来的には必要性を感じる(2)／配食サービスの仕組みがわからない(2)／その日のメニューを見てから決めたい／まだ早いと思い家族に悪いかと思ったりする／お試しがあるなら、1度使ってみたい／お弁当の宅配について知りたい／一人暮らしなので、利用してみたい／機会があったら利用する  
 ※( )は同等意見の件数

### 潜在需要を考えれば、継続と周知が重要

配食サービスは、第7期から始まった町独自のサービスです。必要性を感じない人が多いものの、理由の「その他」記入内容では「今のところは…」としている人も多く、将来的に利用が増加する可能性があります。ただし、サービスそのものを知らない人が過半数であることや、使い方、メニューなどを知りたいという声もあり、高齢者やその家庭への分かりやすい周知が課題です。

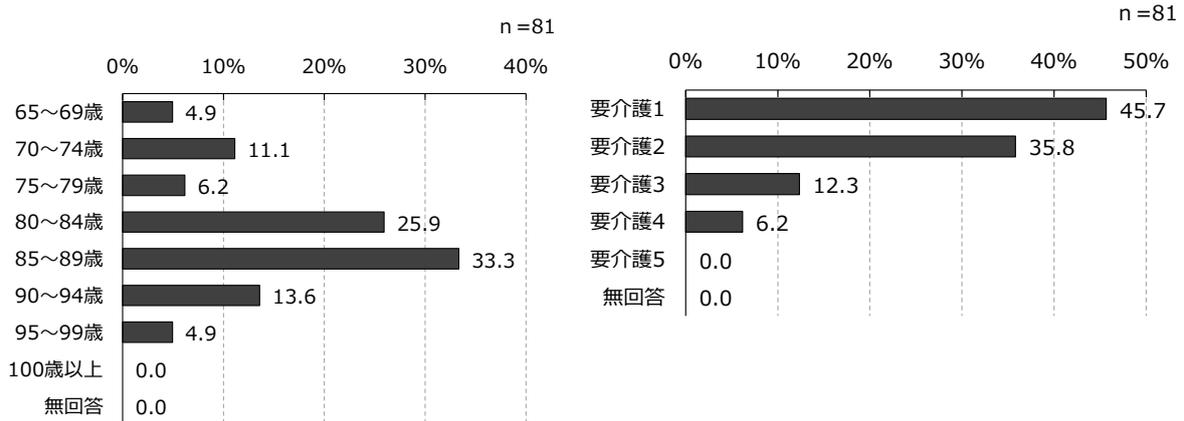


## (4) 在宅介護実態調査

### ①在宅介護の状況

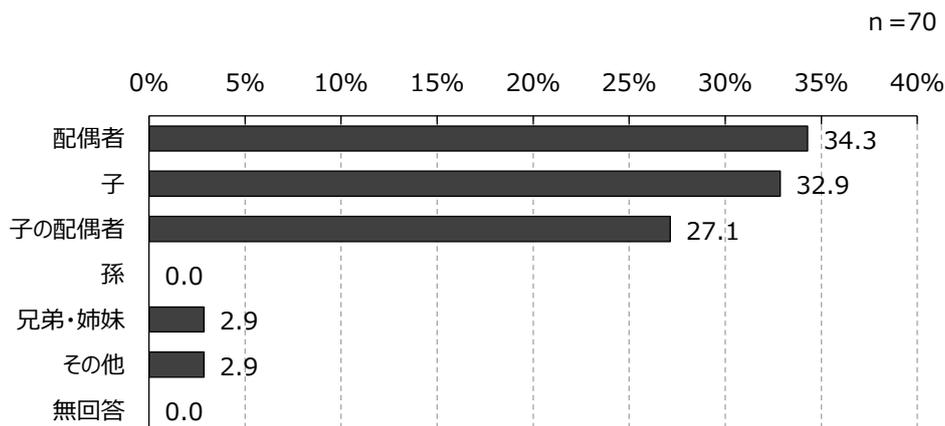
介護を受けている人の年齢は、「85～89歳」が33.3%で最も多く、「80～84歳」が25.9%、「90～94歳」が13.6%。要介護状態区分では要介護1と2を合わせた軽度者が81.5%です。

#### ▼ 介護者を受けている人の年齢・要介護状態区分



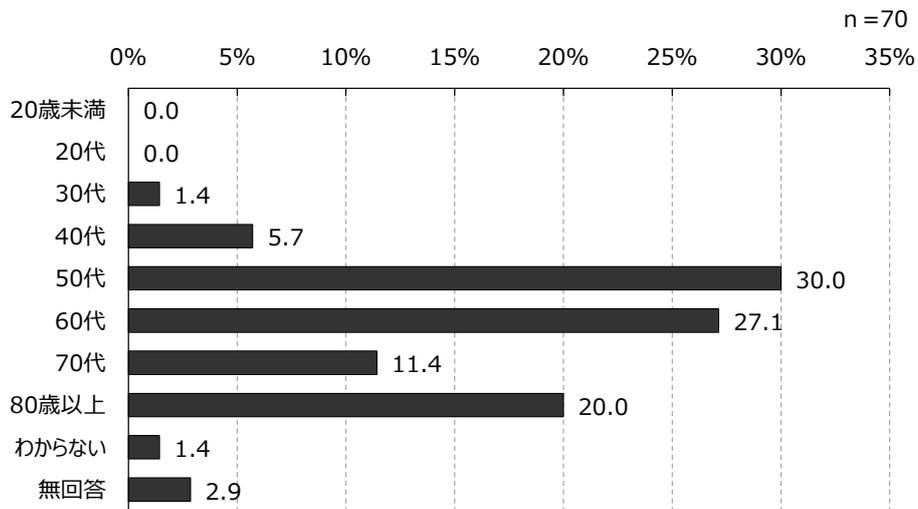
主な介護者は、「配偶者」が34.3%と最も多く、「子」が32.9%、「子の配偶者」が27.1%です。

#### ▼ 主な介護者の、本人との続柄



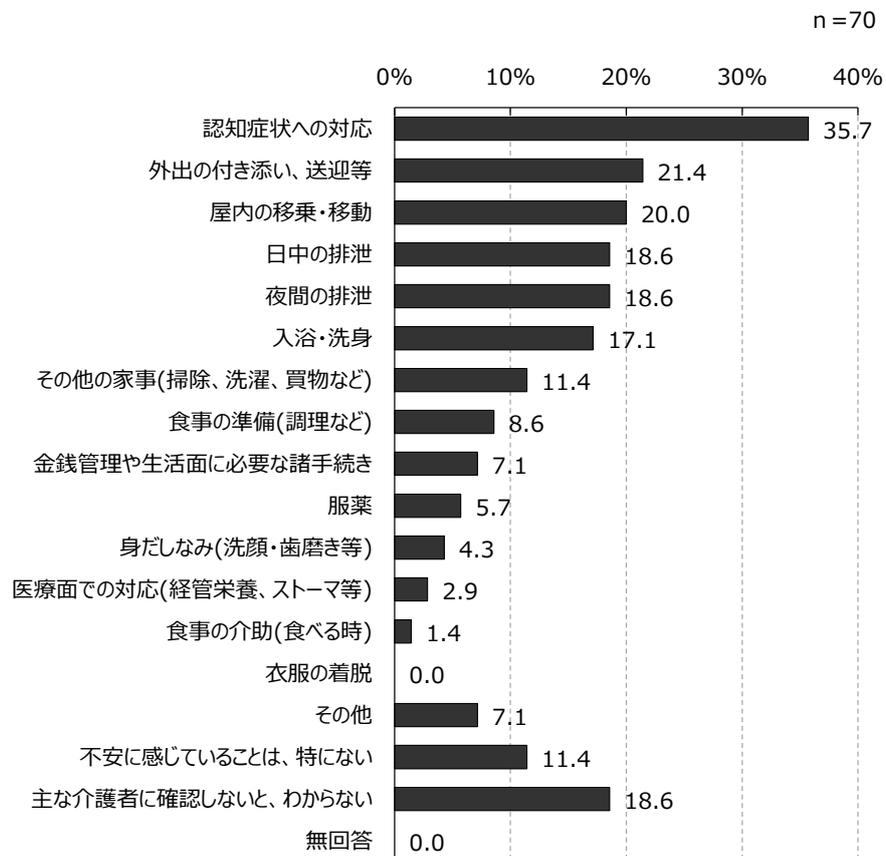
主な介護者の年齢は、「50代」が30.0%と最も多く、「60代」が27.1%、「80歳以上」が20.0%、「70代」が11.4%です。

▼ 主な介護者の年齢



主な介護者が不安に感じる介護等は、「認知症状への対応」が35.7%と最も多く、「外出の付き添い、送迎等」が21.4%、「屋内の移乗・移動」が20.0%、「日中の排泄」及び「夜間の排泄」が18.6%です。

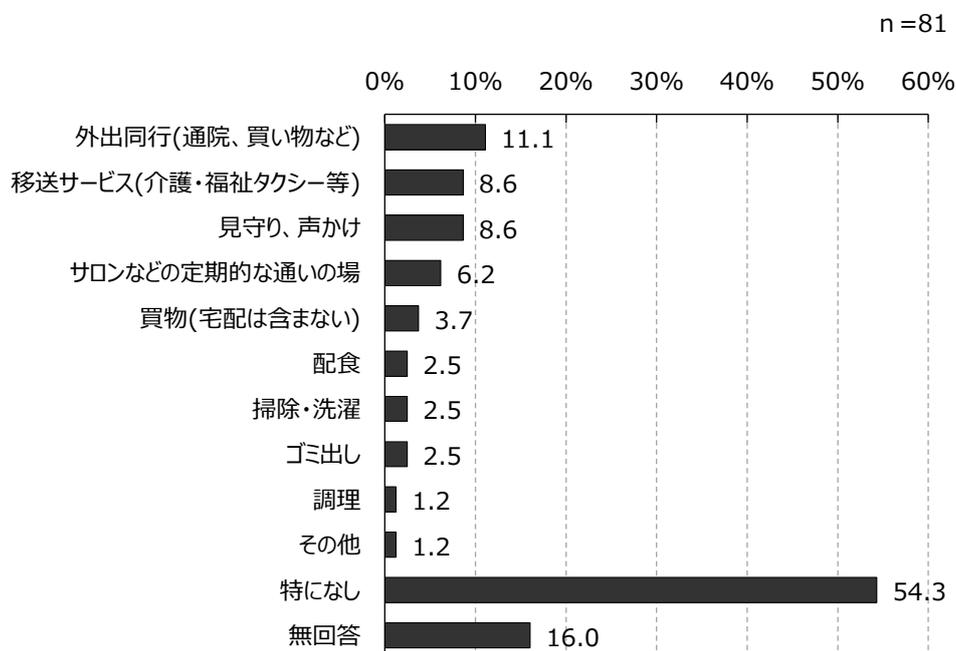
▼ 主な介護者が不安に感じる介護等（複数回答）





在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「外出同行」が 11.1%、「移送サービス」及び「見守り、声かけ」が 8.6%、「サロンなどの定期的な通いの場」が 6.2%。「特になし」が 54.3%と最も多くなっています。

▼ 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答）



### 老老介護の進行も見越した介護者への支援が重要

要介護認定者の在宅介護において、主な介護者は「配偶者」が多く、「子」と「子の配偶者」が続いています。主な介護者の年齢は60代が最も多く、50代が続いています。介護を受けている人は85～89歳が最も多く、介護者が子の世代であっても老老介護の状況が多いことがうかがえます。

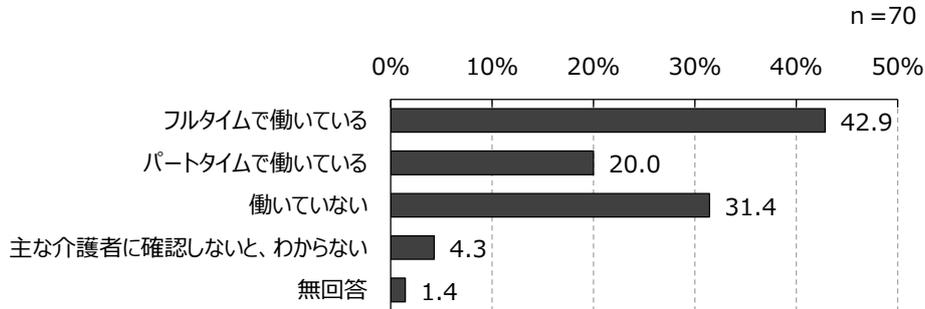
また、主な介護者が不安を感じる介護等では「認知症状の対応」が最も多くなっています。

現在は在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて「特になし」が最も多くなっていますが、介護を受けている人の状況変化、介護をしている家族の高齢化などにより必要な支援・サービスが生じてくる可能性は十分に考えられます。介護を受けている人の重度化防止とともに、介護者の負担軽減は引き続き重要な課題です。

## ②介護者と就労

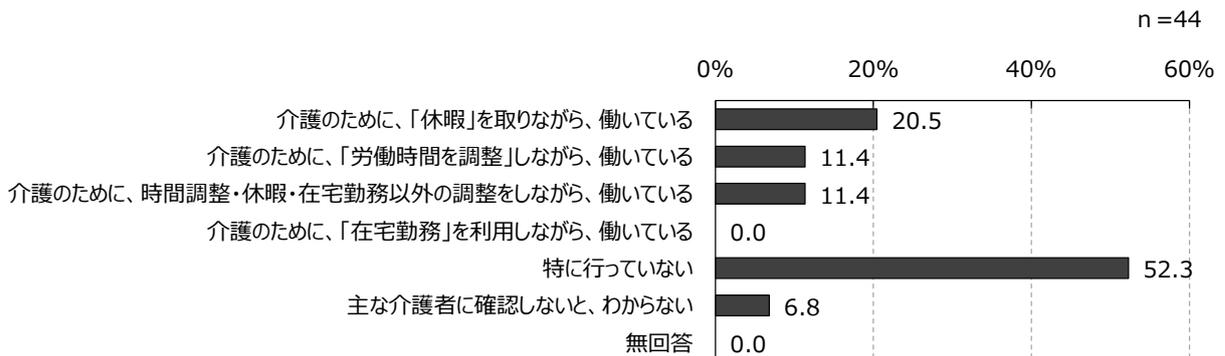
主な介護者の就労状況は、「フルタイムで働いている」が 42.9%と最も多く、「働いていない」が 31.4%、「パートタイムで働いている」が 20.0%です。

### ▼ 主な介護者の現在の勤務形態



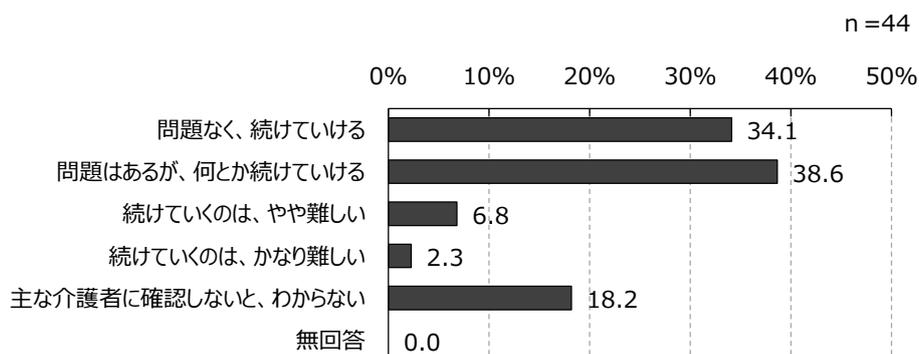
就労している主な介護者の働き方の調整等は、「介護のために、「休暇」を取りながら、働いている」が 20.5%、「介護のために、「労働時間を調整」しながら、働いている」及び「介護のために、時間調整・休暇・在宅勤務以外の調整をしながら、働いている」が 11.4%で、「特に行っていない」が 52.3%と最も多くなっています。

### ▼ 【就労している主な介護者の仕事の調整（複数回答）】



就労している主な介護者の仕事と介護の両立は、「問題はあるが、何とか続けていける」が 38.6%と最も多く、「問題なく、続けていける」が 34.1%、「続けていくのは、やや難しい」が 6.8%です。

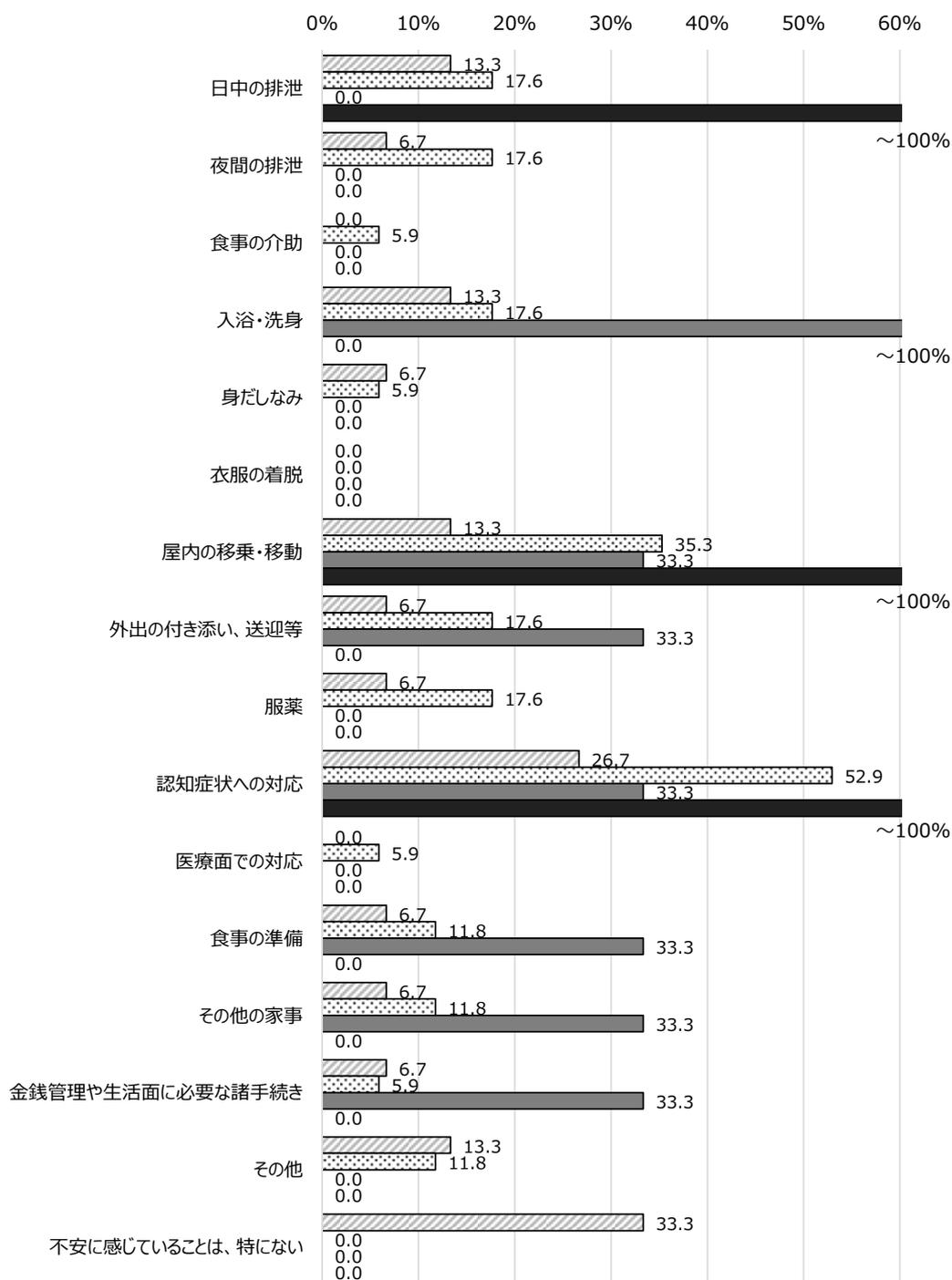
### ▼ 今後も働きながら介護を続けていけそうか





働きながら介護を続けることが難しいとの回答者は全体に少なくなっていますが、「続けていくのは、かなり難しい」「続けていくのは、やや難しい」人が、どのような介護を不安に感じているかの傾向を見ると、「日中の排泄」「入浴・洗身」「屋内の移乗・移動」「認知症状への対応」で不安に思う介護として挙げられた割合が高くなっています。

▼ 今後の仕事と介護の両立が難しいと思う人×不安に感じる介護（複数回答）



□ 問題なく、続けていける (n=15)

▨ 問題はあるが、何とか続けていける (n=17)

▨ 続けていくのは、やや難しい (n=3)

■ 続けていくのは、かなり難しい (n=1)

---

---

### 調整をしやすい「働き方」環境と、認知症に関する情報提供が重要

---

---

主な介護者は50代以上が多いものの、フルタイムないしパートタイムで就労している人が合わせて62.9%となっています。就労している介護者は、働き方の調整を特に行っていない人が過半数となりますが、多くが何らかの調整を行っていることもあり、調整のしやすい「働き方」や環境は今後重要性が増すと考えられます。

今後の仕事と介護の両立では、「やや難しい」「かなり難しい」が合わせて9.1%であり、現在は仕事と介護が両立できて、在宅での介護を続けられる人が多い状況にあると考えられます。

続けることが難しいと回答した介護者は、「日中の排泄」「入浴・洗身」「屋内の移乗・移動」「認知症状への対応」を不安に感じています。特に認知症への対応は、前述のとおり就労の有無にかかわらず多くの介護者が不安に感じている介護です。

それに続く「外出の付き添い、送迎等」「屋内の移乗・移動」「日中の排泄」「夜間の排泄」「入浴・洗身」などは介護を受ける人に対して何をすれば良いかが明確であるのに対し、認知症に対しては「何をすれば良いか」「どう対応すべきか」自体がよく分からない、あるいは、家族が認知症であることへのとまどいといった背景があることも考えられます。家族介護者に対し、認知症への理解や対応方法などを伝えていく取組も重要です。

---

---

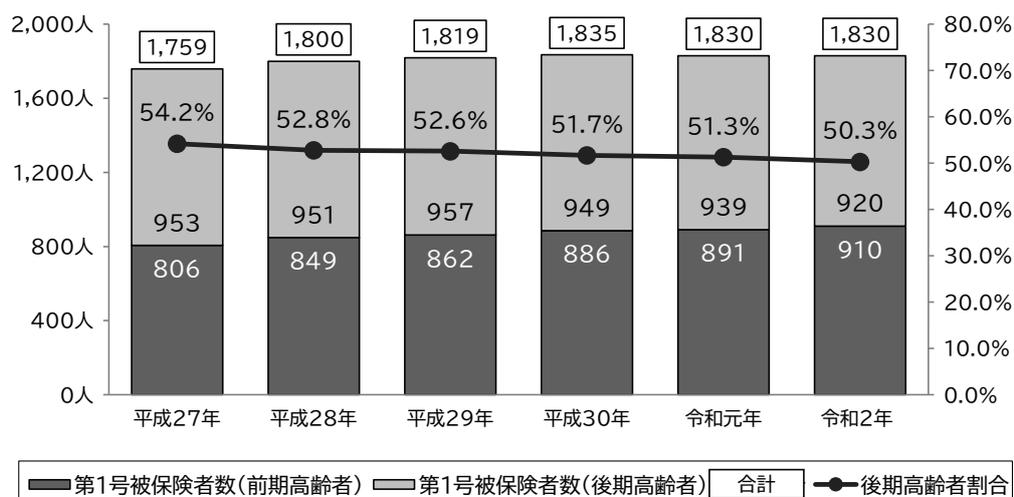


### 3 介護保険事業の実施状況

#### (1) 第1号被保険者数の推移

第1号被保険者数は平成30年(2018年)をピークに減少傾向に転じています。後期高齢者の数が前期高齢者の数を上回る状況は続いています。その差は年々小さくなり、令和2年(2020年)では後期高齢者割合が50.3%となっています。

▼ 第1号被保険者数の推移

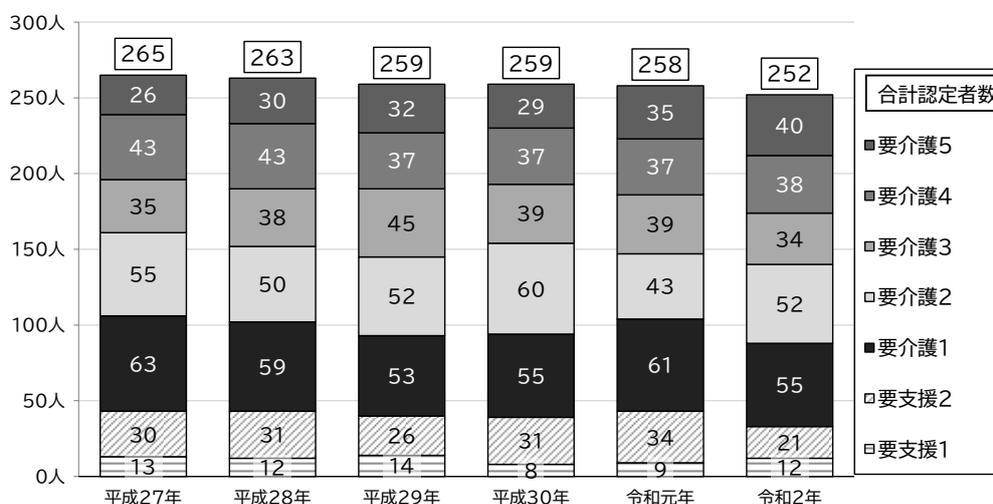


資料:「介護保険事業状況報告」年報(令和元年及び令和2年は月報)

#### (2) 要支援・要介護者数の推移

認定者数の合計は、減少傾向で推移してきました。要介護度別に見ると、各年度とも要介護1、2の軽度者の人数が多くなっています。

▼ 要支援・要介護者数の推移

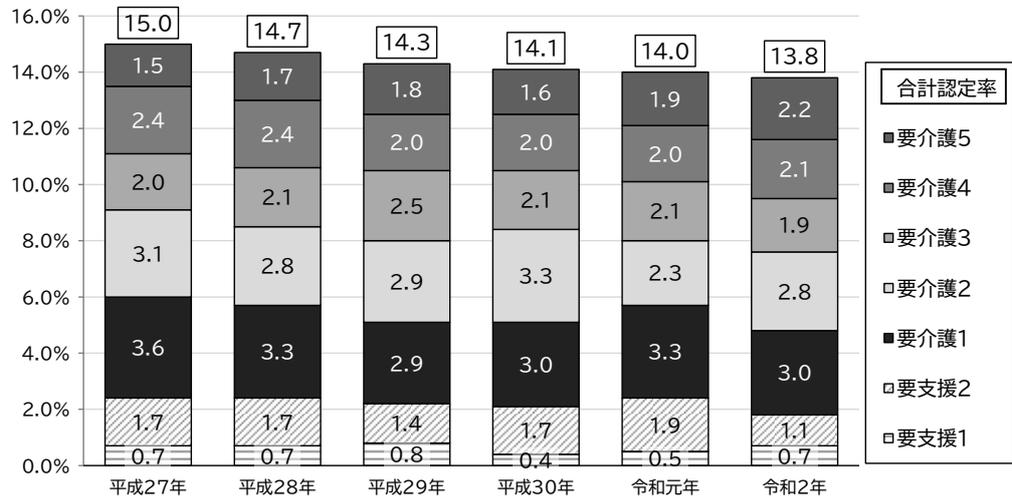


資料:「介護保険事業状況報告」年報(令和元年及び令和2年は月報)

### (3) 要支援・要介護認定率の推移

合計認定率は下降傾向にあり、平成27年(2015年)には15.0%であったものが令和2年(2020年)では13.8%となっています。要介護度別の認定者数と同様、要介護1、2の認定率が高くなっています。

#### ▼ 要介護度別認定率の推移

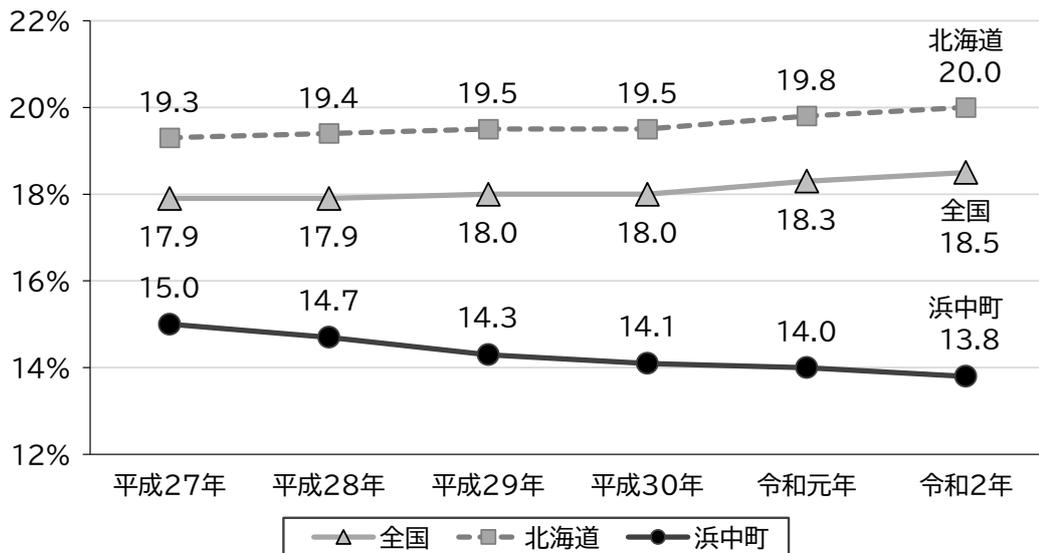


資料:「介護保険事業状況報告」年報(令和元年及び令和2年は月報)

### (4) 認定率の国・北海道との比較

本町の認定率は北海道及び全国の数値を大きく下回る水準で推移しています。

#### ▼ 認定率の国・北海道との比較



資料:「介護保険事業状況報告」年報(令和元年及び令和2年は月報)



## (5) 介護サービスの利用状況の推移

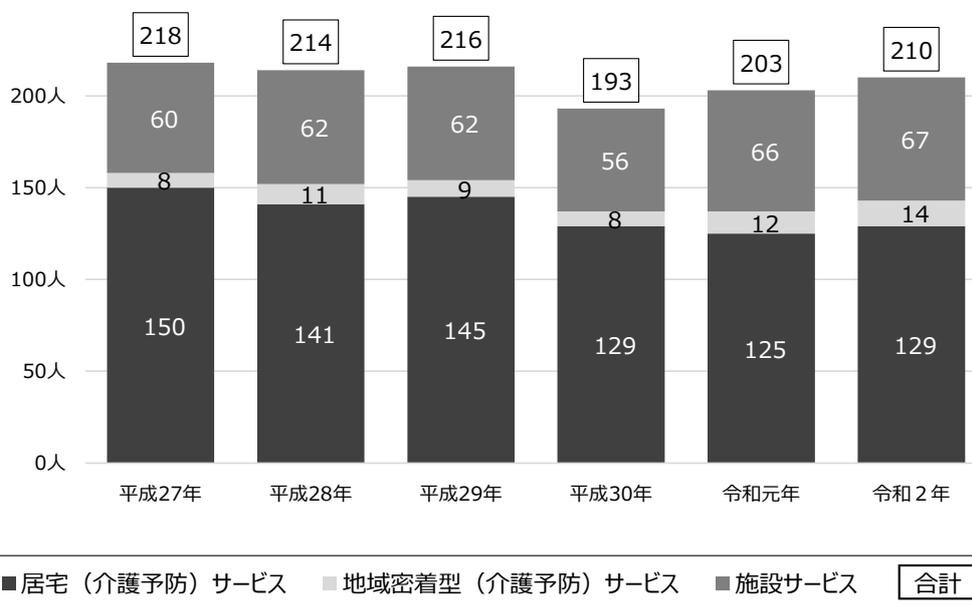
認定者におけるサービス受給者数と受給の割合(受給率)をサービス類型ごとに見ると、居宅(介護予防)サービスは微減の傾向にあり、地域密着型(介護予防)サービスは微増の傾向にあります。

施設サービスでは年により上下動がありますが、平成27年(2015年)には22.6%だった受給率が、令和2年(2020年)には26.6%となり、上昇の傾向にあります。

### ▼ 介護サービス受給者数と受給率の推移

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
要支援・要介護認定者数 (A)	265	263	259	259	258	252
介護サービス受給者数	218	214	216	193	203	210
居宅(介護予防)サービス(B)	150	141	145	129	125	129
└ 受給率(B/A)	56.6%	53.6%	56.0%	49.8%	48.4%	51.2%
地域密着型(介護予防)サービス(C)	8	11	9	8	12	14
└ 受給率(C/A)	3.0%	4.2%	3.5%	3.1%	4.7%	5.6%
施設サービス(D)	60	62	62	56	66	67
└ 受給率(D/A)	22.6%	23.6%	23.9%	21.6%	25.6%	26.6%



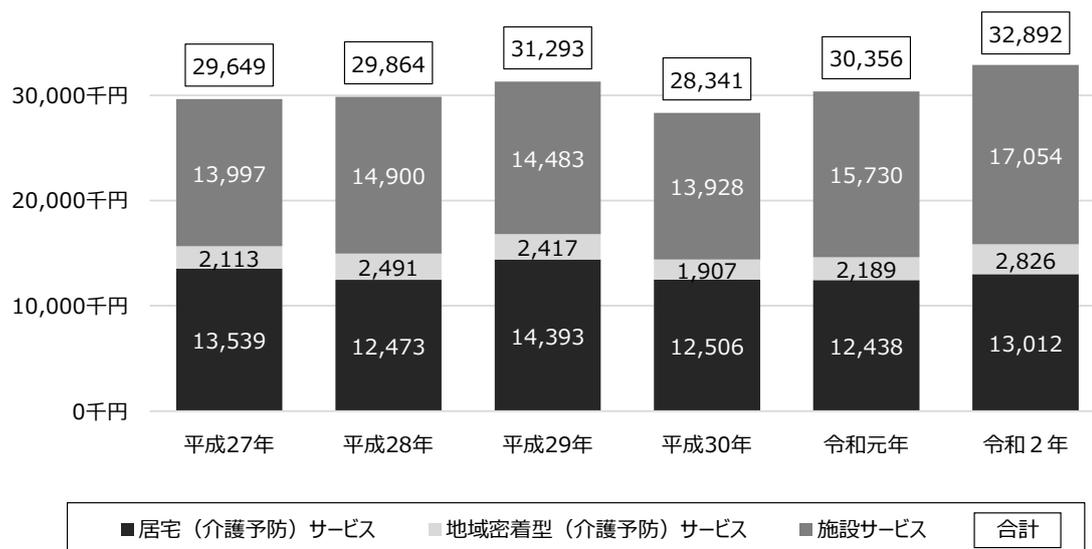
資料:「介護保険事業状況報告」月報(各年9月末日現在の実績値)

## (6) 保険給付費の推移

保険給付費は、年により上下動がありますが、平成27年(2015年)に月当たりの保険給付費が26,649千円であったものが、令和2年(2020年)時点で32,892千円となっており、わずかずつ増加の傾向にあります。

平成27年と令和2年の給付費をサービス類型別に見ると、居宅サービスは減少、地域密着型(介護予防)サービスと施設サービスは増加しています。

### ▼ 月当たりの保険給付費の推移



資料:「介護保険事業状況報告」月報(各年9月末日現在の実績値)



## (7) 本町の介護保険サービス事業所

本町における介護保険サービス事業所は令和3年3月時点で以下のとおりとなっています。

事業所種別事業所名	事業所名
地域包括支援センター	浜中町介護予防支援事業所（湯沸）
居宅介護サービス事業所	
居宅介護支援事業所	浜中ケアマネジメントセンター（湯沸）
	ハイツ・野いちご居宅介護支援事業所（茶内）
	浜中町居宅介護支援センターあやめ（仲の浜）
	しゃきょう介護プランセンターあじさい（霧多布）
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター ハイツ野いちご（茶内）
訪問介護（ホームヘルプサービス）	しゃきょう介護センターえぞふうろ（霧多布）
訪問看護	厚岸地域浜中訪問看護ステーション（霧多布）
短期入所生活介護（ショートステイ）	ショートステイ ハイツ野いちご（茶内）
施設サービス	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ハイツ野いちご（茶内）
介護療養型医療施設	町立浜中診療所（霧多布）
認知症共同生活介護施設	グループホーム なごみ浜中（浜中）

※令和3年3月現在

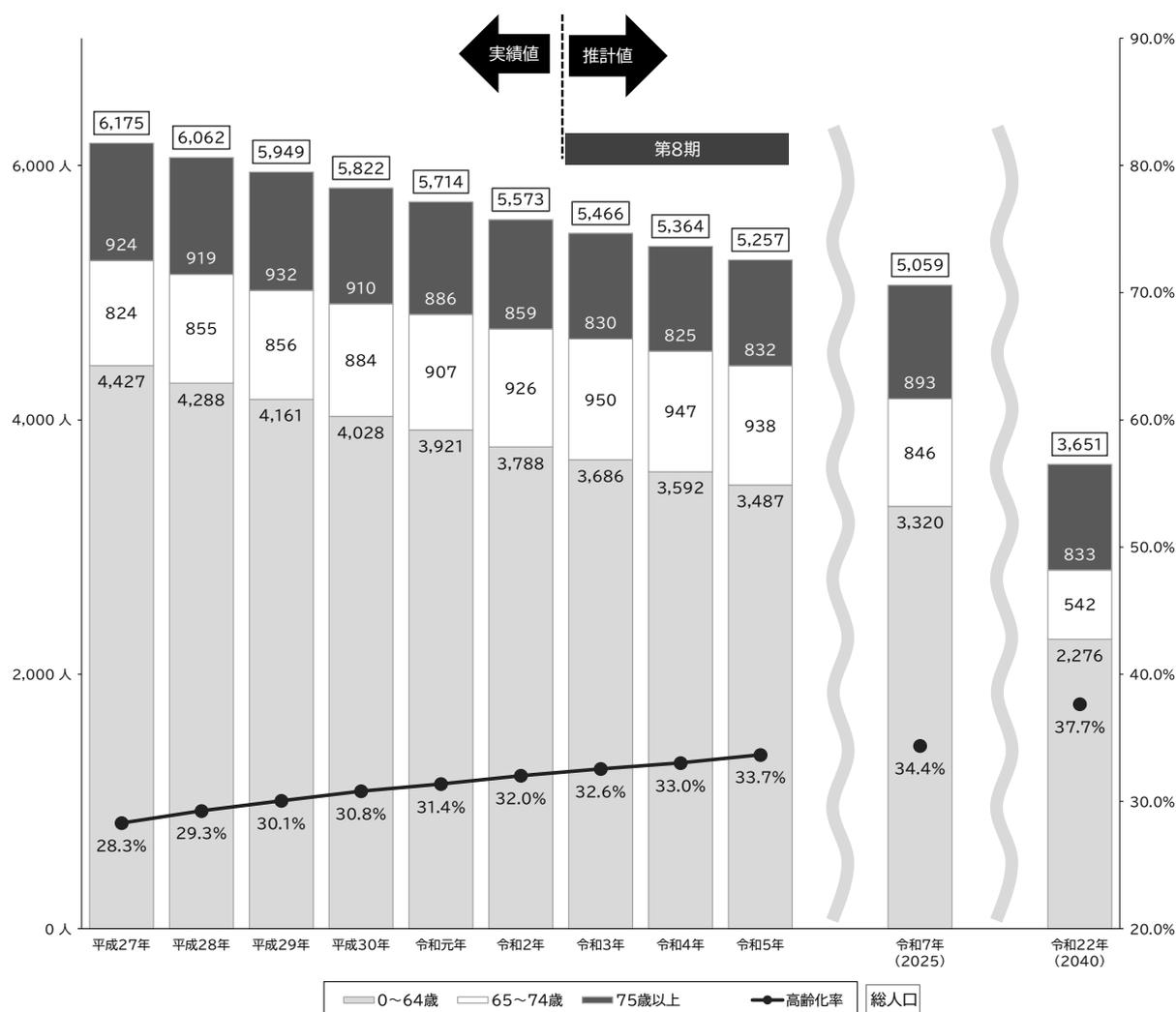
## 4 総人口の推計

住民基本台帳人口の実績値を基に、本町の将来人口推計を行った結果は以下のとおりです。第8期の介護保険事業計画は、計画期間中だけでなく、令和7年(2025年)、令和22年(2040年)の状況も見据えた計画とするよう求められているため、当該各年度の人口も推計しています。

総人口は減少傾向が続き、本計画最終年度の令和5年(2023年)には5,257人、令和7年(2025年)には5,059人になると予測されます。

高齢化率は継続的に上昇し、令和5年(2023年)には33.7%、令和7年(2025年)には34.4%になると予測されます。

### ▼ 総人口の推計



※住民基本台帳、平成27年～令和2年(6か年、各年9月末日現在)の性別・1歳年齢別人口実績から、コーホート変化率法<sup>3</sup>を用いて推計

3 コーホート変化率法：「コーホート」とは年齢階級のことで、「コーホート変化率法」は、あるコーホートの一定期間における人口の変化率をその地域の年齢別人口変化の特徴と捉え、その変化率が将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法です。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

令和11年度(2029年度)までの計画期間となっている「第6期浜中町まちづくり総合計画」では、まちづくりの基本目標4として「子どもから大人まで安心して暮らせる未来のまちづくり」を掲げ、基本計画第4章第2節で高齢者福祉の主要施策・事業を設定しています。

そこでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、健康づくり、介護予防への取組、地域での支え合いの体制づくりを進めること、また、高齢者が希望する介護保険サービスを受けられる体制や必要なサービス情報を速やかに提供する体制を構築することなどが挙げられています。

これを踏まえ、前計画で掲げた基本理念を継承し、本計画においても以下の6点を基本理念とします。

#### ■健康的な高齢者の支援

元気で活動的な高齢者が今後も健康を維持し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送れるよう、定期的に健康状態を把握し、高齢者の状況に応じた介護予防の支援を推進します。また、自分の健康は自分で管理し、守るという意識の向上を図ります。

#### ■高齢者の日常生活の支援

高齢者が地域社会において自立した日常生活を過ごせるよう、高齢者やその家族の負担軽減のために経済的、物理的、精神的等多方面から必要に応じた日常生活の支援を推進します。

#### ■高齢者の尊厳保持

長い人生経験を積み上げてきた高齢者が、これからも一人の人間として安心して生活できるよう、高齢者を標的とした犯罪や、事故、災害等から高齢者を守るための対策や、被害に遭った高齢者の擁護施策を推進します。

また、認知症高齢者やその家族に対する偏見や無理解を解消し、地域社会の一員として生活を続けられるよう、認知症への理解の向上に向けた広報啓発を推進します。

### ■介護保険サービスの充実

高齢化に伴い怪我や病気により要介護認定を受けた高齢者が、希望する介護保険サービスを受けられるよう、町及び周辺地域においてニーズを充足できる介護保険サービスを、質・量の両面にわたり確保、提供していく体制の確立を推進します。

また、サービス内容や事業者の情報等、高齢者やその家族に必要な情報は速やかに提供し、内容の相談や受付について十分に対応できる体制の充実を推進します。

### ■幅広い施策による支援

高齢者施策を推進するにあたり、公共施設の生活環境、豊かな人生経験を生かすことができる活動の場の整備等、幅広い分野での施策推進に努めます。

また、各施策の推進やサービスの提供について、行政機関をはじめ関連各機関が連携をとり、効果的、効率的に実施できる体制の構築に努めます。

### ■地域包括ケア体制の充実強化

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、介護、予防、医療、住まい、生活支援のサービスを提供できる環境を充実強化します。

## 2 日常生活圏域の設定

地域包括ケアシステムの構築単位として想定されている「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、きめ細かく多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域のことです。

本町は、地域の特性や人口規模等を踏まえ、町全域を1つの日常生活圏域として設定しています。

地域包括支援センターを中心に、地域の施設及び関係団体との連携を図り、元気な高齢者への介護予防事業から、要支援・要介護高齢者に対する介護サービスまで、幅広い支援体制を構築します。



### 3 施策体系

基本理念	施策の基本方向	主な施策・事業
<p>■ 高齢者の尊厳保持</p> <p>■ 高齢者の日常生活の支援</p> <p>■ 健康的な高齢者の支援</p> <p>■ 地域包括ケア体制の充実強化</p> <p>■ 幅広い施策による支援</p> <p>■ 介護保険サービスの充実</p>	1 地域包括ケアシステムの深化・推進	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 介護保険サービスの基盤整備</li><li>(2) 地域包括支援センターの運営</li><li>(3) 在宅医療・介護連携の推進</li><li>(4) 認知症施策の推進</li><li>(5) 生活支援サービスの体制整備</li></ul>
	2 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 健康診査</li><li>(2) 健康教育</li><li>(3) 健康相談</li><li>(4) 訪問指導</li><li>(5) 健康づくりに関する組織活動</li><li>(6) 精神保健相談（心の健康相談）</li></ul>
	3 自立支援・重度化防止の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 介護予防・生活支援サービス事業</li><li>(2) 一般介護予防事業</li><li>(3) 介護保険サービスの円滑な提供</li></ul>
	4 高齢者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 社会参加と生きがいづくり</li><li>(2) 介護保険以外の福祉サービス</li></ul>
	5 高齢者の安全と安心の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 高齢者の権利擁護</li><li>(2) 災害時・緊急時の支援</li><li>(3) 感染症対策に係る体制整備</li><li>(4) 犯罪対策の推進</li><li>(5) 居住環境の整備</li></ul>

## 第4章 高齢者施策の展開

※以下、指標の表中の令和2年度は見込値です。

### 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### (1) 介護保険サービスの基盤整備

地域包括ケアシステムの一翼を担う介護保険サービスについては、状況に応じた基盤整備が必要です。

##### ①居宅サービスの基盤整備.....

###### ■ 内容

居宅サービスの利用者数は、少しずつ減少の傾向にあります。本計画期間中、認定者数の伸びは微増の範囲ですが、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を送れるようにするため、また、国の方向性でもある施設サービスから居宅サービスへの移行推進の観点から、引き続き町内のサービス提供基盤を充実させていくことが重要です。

###### ■ 今後の方針

在宅での自立生活を支援するため、より一層質的向上を図るとともに、安定的な利用に向けたサービス提供体制の充実を図っていきます。

##### ②地域密着型サービスの基盤整備.....

###### ■ 内容

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域の特性に合わせた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は住所地の住民に限定されます。本町では、地域密着型サービスとして「認知症共同生活介護」が実施されています。※

※上記サービスのほか、住所地特例<sup>4</sup>により、他市町村で「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「地域密着型通所介護」「小規模多機能型居宅介護」等のサービスを利用している方がいます。

###### ■ 今後の方針

地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムの構築に有効なサービスであることから、今後も継続的にサービス提供体制のさらなる充実を図っていきます。

4 住所地特例：他市町村の介護保険施設等の該当施設へ入所・入居して、施設所在地へ住所を変更した場合に、元の住所地の市町村が保険者となる制度。



### ③施設サービスの基盤整備.....

#### ■ 内容

本町には、老人介護福祉施設(特別養護老人ホーム)として「ハイツ野いちご」が整備されています。



#### ■ 今後の方針

施設サービスの利用は少しずつ増加の傾向にあり、ニーズは今後も減少することはないと考えられます。適切な供給量の確保と補完的なサービスの提供体制の整備に努め、利用者の生活機能が向上するサービスの提供ができるようサービスの充実を図ります。

## (2) 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、町内各地で生活する高齢者が要支援や要介護の状態になることを最低限に抑え健康的な生活を持続するために、介護予防の充実や権利擁護、相談事業等を実施する中核機関として、浜中町役場内に設置されています。

### ①地域包括支援センターの機能強化 .....

#### ■ 内容

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士及び主任ケアマネジャーの専門職が配置され、相互に連携することにより「地域ケア会議」「介護予防ケアマネジメント」「総合相談・支援事業」「虐待防止及び早期発見、権利擁護のための必要な援助」「包括的・継続的ケアマネジメント」を行っています。



#### ■ 今後の方針

主治医や各事業所のケアマネジャー等との連携を強化するとともに、ボランティア等の地域活動も含めた地域の様々な資源を活用した包括的な支援を行い、高齢者が住み慣れた地域での生活の継続支援のための中心的な役割を果たしていきます。地域ケア会議の開催など、地域包括支援センターの役割をさらに充実させ、機能強化に努めます。

## ②地域ケア会議.....

### ■ 内容

地域ケア会議は、関係機関及び関係団体等の保健医療及び福祉に関する専門知識を有する者で構成され、地域のケアマネジャーに対するケアマネジメント支援を通じて、高齢者への適切な支援の検討や個別ケースの課題把握を通じた地域課題の分析、地域資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画、高齢者福祉計画等への反映など政策形成につなげることを目指すものです。



### ■ 今後の方針

地域包括支援センターにおいて、個別事例の検討を通して多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実効性のある会議として継続実施していきます。

指標	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議の開催数（回）	24	23	24	24	24	24

## (3) 在宅医療・介護連携の推進

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた地域で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、在宅医療と介護の連携を進めることが求められています。

### ①在宅医療・介護連携体制の整備.....

#### ■ 内容

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための支援体制整備を図るものです。



#### ■ 今後の方針

本町では、地域包括支援センター主導の地域ケア会議において、関係機関の連携を図っています。加えて関係者連絡会を開催するなど、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を推進します。



## (4) 認知症施策の推進

令和元年(2019年)の要介護・要支援認定を受けている高齢者について認知症の日常生活自立度を見ると、何らかの支援が必要とされる「Ⅱa」以上の人の割合は、要介護1で36.7%、要介護3で81.6%、要介護5で97.4%と、介護度が上がるほど高くなっています。高齢化の進展に伴い認知症高齢者は今後増加することも考えられ、町をあげて認知症を理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る体制を充実させるよう施策を推進します。

### ①認知症サポーター養成研修.....

#### ■ 内容

認知症になってもできるだけ長く住み慣れた地域で過ごせるよう、地域の人にも認知症についての正しい知識を普及啓発する必要があります。

そのため、認知症を理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る認知症サポーター養成研修を行っています。

#### ■ 今後の方針

認知症サポーターを増やすよう、介護保険サービスガイド、町のホームページ及び広報誌で周知を行います。また、民生委員、商工会、町内会等の各種団体の参加も推進します。

指標	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成研修参加者数(人)	36	34	16	30	30	36
認知症キッズサポーター人数(人)	10	0	0	10	10	10

### ②その他の認知症高齢者を支える取組.....

#### ■ 内容

本町では、徘徊などによって家に戻れなくなってしまった認知症高齢者等を地域の力で発見するネットワーク「認知症高齢者等SOSネットワーク」を推進しています。

認知症の高齢者と家族を支える体制と仕組みの整備は、引き続き充実が必要です。

#### ■ 今後の方針

認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、「いつ」「どこで」「どのような」支援を受ければよいか理解できるよう、認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れを示す「認知症ケアパス」の作成・普及を図ります。

また、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの設置により相談体制を強化し、認知症への対応や介護方法などの情報提供を通じて、認知症高齢者の介護者となる家族などへの支援を地域包括支援センターが中心となって行います。

## (5) 生活支援サービスの体制整備

高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していくために、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の育成も視野に入れて検討を進めていきます。

### ①生活支援体制整備協議体.....

#### ■ 内容

生活支援体制整備協議体は、生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体が参画し、情報共有及び連携強化を図るためのネットワークとして定期的な協議を行うものです。国では、町全体レベルの課題を扱う第1層協議体と、日常生活圏域レベルの課題を扱う第2層協議体という設定がなされています。



#### ■ 今後の方針

本町では、地域包括支援センターによる協議を町全体レベルの課題を扱う第1層協議体と位置付けます。日常生活圏域は全町1区域の設定であることから、今後、第2層協議体に求められる、地域の実情に応じた協議と課題分析も、地域包括支援センターにより行うものとします。

### ②生活支援コーディネーターの設置.....

#### ■ 内容

生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)は、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等を行うものです。



#### ■ 今後の方針

生活支援サービスの体制整備のため、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置するものとします。



## 2 健康づくりの推進

高齢者の健康づくりや介護予防につながるよう、健康増進計画と食育推進計画に基づいて、町民や関係機関と連携し、健康寿命(心身ともに自立して健康的に生きることができる期間)の延伸を図ることを目標に健康づくりの関連施策を実施しています。

### (1) 健康診査

#### ①健康診査(特定健康診査、特定保健指導、後期高齢者健康診査、若年健康診査、基本健康診査) .....

##### ■ 内容

40～74歳の国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病予防に向けた特定健康診査を実施し、75歳以上の後期高齢者については北海道後期高齢者医療広域連合の委託を受け、健康増進に向けた後期高齢者健康診査を実施するものです。

##### ■ 今後の方針

40歳から74歳までの浜中町国民健康保険の被保険者に対して、特定健診を実施し、その結果健康保持に努める必要がある方に対しては特定保健指導を実施します。

また、後期高齢者医療制度加入者(75歳以上の町民)に対し、特定健診と同様の健診の無料実施、さらに、40歳以上の生活保護受給者及び40歳から65歳までの5歳刻みの年齢の方を対象とした基本健康診査の無料実施により、生活習慣病の予防を図ります。

さらに、介護予防を推進する観点から、若い世代の健診受診を促し、健康づくりへの意識づけを行うとともに、生活習慣病の重症化防止に取り組みます。

指標	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査受診者(人)	432	425	256	530	530	530

## ②がん検診.....

### ■ 内容

がんの早期発見・早期治療により死亡率を減少させることを目的として、役場保健集会室をはじめ町内各地区会館や釧路がん検診センターにおいて、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん等のがん検診(集団検診・個別検診)を実施するものです。



### ■ 今後の方針

がん検診実施のための指針に基づき、検診内容の充実を図ります。また、受診しやすい検診体制の整備や、未受診者、要精密検査対象者への受診勧奨に努めるとともに、特定の年齢の方を対象とした検診の無料実施により、受診率の向上を図ります。

指標	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
胃がん検診受診者(人)	339	338	200	400	400	400
大腸がん検診受診者(人)	408	413	250	480	480	480
肺がん検診受診者(人)	481	465	270	550	550	550
子宮頸がん検診受診者(人)	77	148	100	157	157	157
乳がん検診受診者(人)	142	165	130	210	210	210

## ③成人歯周疾患検診.....

### ■ 内容

口腔の健康の保持増進及び異常の早期発見・早期治療を図ることを目的として、歯及び歯周組織等の検査、保健指導を行います。



### ■ 今後の方針

健康増進法に基づき、40歳、50歳、60歳、70歳の町民を対象に、歯周疾患検診を継続実施します。また、未受診者への受診勧奨に努め、受診率の向上を図ります。



## (2) 健康教育

### ■ 内容

生活習慣病の予防、介護予防等の観点から正しい知識の普及啓発を図り、町民一人ひとりが主体的に健康づくりを進めていけるよう、セルフケアの推進を図り、きめ細かな支援を実施します。



### ■ 今後の方針

健康長寿を目指し、町民が健康に関する正しい知識に基づき主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、効果的な健康教育の実施を図ります。

## (3) 健康相談

### ■ 内容

特定健康診査後の特定保健指導や健康教室等と合わせて、健康に関する相談を随時実施するものです。



### ■ 今後の方針

これまでの実施内容を継続しながら、関係機関との調整を行い、町内各地において様々な機会を活用し、適切な相談の実施を図ります。

## (4) 訪問指導

### ■ 内容

生活習慣病の発症や重症化の予防を目的として、個別に家庭訪問し、必要な指導・助言を行うものです。



### ■ 今後の方針

これまでの実施内容を継続し、訪問の頻度等、関係機関と連絡調整しながら、効果的な実施を図ります。

## (5) 健康づくりに関する組織活動

### ①食生活改善推進協議会 .....

#### ■ 内容

食生活改善推進協議会は、食生活改善を中心とした健康づくりを推進するための地区別組織活動を行っています。

活動内容としては、栄養、食生活改善の普及啓発事業(広報への掲載等)及び地域のボランティア活動(わくわくクッキング)への協力等様々な活動を行っています。



#### ■ 今後の方針

これまでの実施内容を継続し、食生活改善運動の輪を広げ、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸を目的として活動します。

指標	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数(人)	15	15	11	15	15	15
活動回数(回)	17	9	5	10	10	10

### ②ワクワク健康クラブ .....

#### ■ 内容

ワクワク健康クラブは、介護予防を中心とした健康増進と体力づくりを推進するための地区組織活動を展開しています。

活動内容としては、町の介護予防事業である「ハツラツ倶楽部わっはっは」や「ほのぼのクラブ」など介護予防のための通いの場の運営や、地域での健康教室の協力等が挙げられます。



#### ■ 今後の方針

これまでの実施内容を継続し、高齢者の健康づくりを支えるサポーターと健康推進係が連携して介護予防に取り組みます。

指標	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「ハツラツ倶楽部わっはっは」活動回数(回)	34	31	19	34	34	34
「ほのぼのクラブ」活動回数(回)	18	19	15	22	22	22



## (6) 精神保健相談（心の健康相談）

### ■ 内容

精神疾患や認知症の患者及びその可能性のある高齢者とその家族を対象に、精神保健に関する相談対応を随時実施するものです。



### ■ 今後の方針

これまでの実施内容を継続し、精神保健に関する相談や相談窓口の周知を定期的に行います。

### 3 自立支援・重度化防止の推進

介護予防・日常生活支援総合事業の枠組みを中心に、高齢者の自立支援や要介護状態になった場合でも重度化を防止する取組を進めます。併せて、介護保険サービスの円滑な提供と適切な事業運営を図る取組を進めます。

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

##### ①訪問型サービス .....

###### ■ 内容

要支援者等のうち、閉じこもりや認知症、うつ等のおそれがある(又はこれらの状態にある)高齢者を中心として、通所による介護予防サービスの実施が困難である高齢者を対象に状況に応じた介護予防ケアプランを作成し、日常生活上の支援や、保健師等の訪問による生活機能に関する問題の総合的把握や、必要な相談・指導を行うものです。



###### ■ 今後の方針

本町では従前の介護予防訪問介護相当のサービスを引き続き実施します。

指標	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	6	6	5	6	6	6

##### ②通所型サービス .....

###### ■ 内容

要支援者等を対象に、介護予防を目的とした通所による「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」「閉じこもり・認知症・うつ予防」等に効果があると認められる事業を実施します。



###### ■ 今後の方針

本町では従前の介護予防通所介護相当のサービスを引き続き実施します。また、対象者それぞれの状況に応じた介護予防事業を紹介し、機能訓練等の実施の際には、プログラムに沿った実施状況を把握し、無理なく安全で楽しく参加できるよう支援に努めます。

指標	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	13	12	9	10	10	10



### ③生活支援サービス .....

#### ■ 内容

要支援者のみならず、全ての高齢者を対象に、栄養改善や見守りなどの生活支援を提供するものです。



#### ■ 今後の方針

平成30年度(2018年度)より開始した配食サービス(お弁当の宅配)について、アンケートでは事業のことを知らない人が過半数であり、使い方やメニューなども含めた分かりやすい周知を図ります。特に、増加の傾向にある一人暮らし高齢者世帯への積極的な紹介を行い、見守りや状況把握の向上につなげます。

指標	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	20	19	25	28	30	32

## (2) 一般介護予防事業

町内で生活する全ての高齢者を対象に、地域の高齢者が自主的な介護予防に向けた取組を行う地域社会の構築を目指し、介護予防に関する知識の普及・啓発を行うものです。

### ①介護予防把握事業 .....

#### ■ 内容

65歳以上の高齢者を対象に、地域での保健福祉活動、関係機関からの連絡を基に心身の状況を把握し、介護予防事業の対象者を選定するものです。



#### ■ 今後の方針

地域包括支援センターにおいて関係機関から収集した情報を利用して、閉じこもり等何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動へつなげます。

## ②介護予防普及啓発事業 .....

### ■ 内容

高齢者やその家族を対象に、介護予防に向けたパンフレットの配布や健康教室の実施等により基本的な知識や技術の普及・啓発を行うものです。



### ■ 今後の方針

介護予防啓発のため、パンフレット等を活用した基本的知識の普及啓発、介護予防や健康づくりに関する各地区老人クラブを対象とした健康教室及び町内で生活する60歳以上の方を対象とした「ハツラツ倶楽部わっはっは」や「ほのぼのクラブ」を実施するなど、高齢者自身が介護予防に向けて自主的な取組ができるよう支援を行います。

## ③地域介護予防活動支援事業 .....

### ■ 内容

高齢者やその家族を対象に、介護予防に関するボランティア等の人材育成や地域活動の団体等の育成・支援を行うものです。



### ■ 今後の方針

本町においては、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を目指し、町内の各地域で活動しているサポーターグループやボランティア組織等に、介護予防活動に必要な知識や情報の提供等を図ります。

## ④一般介護予防事業評価事業 .....

### ■ 内容

介護予防を効果的かつ効率的に実施するため、一般介護予防事業の達成状況や事業の進め方、効果等を測定・評価し、検証を行うものです。



### ■ 今後の方針

本町においては、事業の実施状況や実施プロセス、人材・組織の活動状況を毎年評価し、より効果的な施策展開につなげます。



### (3) 介護保険サービスの円滑な提供

#### ①介護給付適正化事業 .....

##### ■ 内容

介護給付費が適正に支給されているか、効果のある介護サービスが行われているか等の状況を正確に把握し、透明性が高く公正で効率の良い制度の運用を図るものです。

介護サービス事業者の事業内容の把握や関係機関の連携強化を図りつつ、介護給付費について受給者本人への通知や統計的な分析等を行うことにより、幅広い視点から介護保険事業の適正化を推進します。



##### ■ 今後の方針

国では介護給付適正化の主要5事業として

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプランの点検
- ③住宅改修等の点検(住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査)
- ④縦覧点検・医療情報との突合
- ⑤介護給付費通知

を設定しています。

本町では、⑤を除く全てを実施しており、今後も継続します。

##### ■ 要介護認定の適正化

○遠隔地を除き、直営で調査を実施し、全ての調査票について事後点検を行います。

○委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の結果について、町による点検を実施します。

指標	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護認定の適正化	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施

##### ■ ケアプランの点検

○主任介護支援専門員(町職員)によるケアプランの内容確認・点検を全件について行います。

指標	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプランの点検	60	30	50	60	60	60

■ 住宅改修等の点検

○施工前の工事見積書、竣工後写真等により、住宅改修の施工状況を点検します。

指標	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修等の点検	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施

■ 縦覧点検・医療情報との突合

○縦覧点検を国保連に委託し、国保連から提供されるデータを基に重複請求縦覧チェック一覧表、算定期間回数制限チェック一覧表について毎月実施します。  
○医療情報との突合を国保連に委託し、国保連から提供されるデータを基に毎月実施します。

指標	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
縦覧点検・医療情報との突合（回）	12	12	12	12	12	12

②介護・介護予防サービスに関する情報の提供 .....

■ 内容

介護保険制度の趣旨の徹底や必要な情報の提供、適切なサービスを提供できる環境の整備を行うものです。



■ 今後の方針

介護・介護予防サービスの適切な利用を促進するため、広報誌やパンフレット等を通じて町民に対して制度の内容について周知を図るとともに、地域包括支援センター及びケアマネジャーによって利用者がサービスを選択するために必要な情報の提供を行います。

③相談及び苦情処理体制の確立 .....

■ 内容

介護サービス利用者や家族などの、サービス利用にあたっての不安・不満又は疑問の解消を図っていくものです。



■ 今後の方針

保険者として、介護サービス利用者等からの相談、苦情処理体制の確立を図るとともに、サービス事業者（居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所を除く）の指導・監督を行う北海道及び国民健康保険団体連合会と連携を図り、苦情の対応及び解決に努めます。



#### ④質の高いサービスの確保.....

##### ■ 内容

サービスの提供状況の把握に努めるとともに、サービス事業者の資質向上を目的とした各種研修会等を実施し、均一で質の高いサービスの確保を図るものです。



##### ■ 今後の方針

サービス内容のチェック、評価及び調整や利用者へのアンケート調査の実施、その結果を受けてサービス事業者やケアマネジャーへの指導等、関連する事業者や各種団体と連携体制により、質の向上に向けた、より効果の高い支援を推進します。

#### ⑤ケアマネジャーの資質向上.....

##### ■ 内容

利用者の介護サービス計画を作成し、継続的な管理(モニタリング)を行うケアマネジャーは介護保険事業運営の要であり、その育成は北海道が行うこととされています。



##### ■ 今後の方針

保険者として可能な取組を検討し、ケアマネジャーがケアマネジメント業務を安心して行える環境づくりに努めます。

#### ⑥サービス事業者との連携体制の整備.....

##### ■ 内容

介護保険事業が利用者本位の制度として円滑に機能するためには、保険者とサービス事業者との連携や、サービス事業者間の連携が図られることが重要です。



##### ■ 今後の方針

町と事業者、事業者間の連携体制の整備を図り、サービスが円滑に提供できる環境づくりを推進します。

#### ⑦介護人材の確保.....

##### 内容

介護職員の雇用及び処遇改善を推進し、人材の確保と働き続けられる環境の整備を行うものです。



##### 今後の方針

サービス事業所が実施する介護福祉士奨学金貸付事業、介護職員志願者支援支給事業、特殊業務手当の改定、介護職員処遇改善加算等の人材確保に関する補助について、引き続き支援します。また、隔年で開催している介護職員初任者研修も同様に実施します。

## 4 高齢者福祉の推進

### (1) 社会参加と生きがいづくり

#### ① 高齢者の生きがいづくり .....

##### ■ 内容

今後は、元気な高齢者が社会に参加することで自助的な介護予防につながることや、高齢者自身が地域の支え合いの担い手となっていくことが期待されています。本町では高齢者の生きがいづくりや社会参加の場の一つとして、老人クラブが様々な活動を行っています。



##### ■ 今後の方針

老人クラブが高齢者の積極的な交流や相互の生活支援を行い、高齢者同士の支え合いの場として活動を続けられるよう、活動の支援を推進します。

指標	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人クラブ数(クラブ)	16	14	14	14	14	14
会員数(人) ※概数	482	424	448	462	462	462

### (2) 介護保険以外の福祉サービス

#### ① 寝たきり老人等紙おむつ購入助成事業 .....

##### ■ 内容

身体の障がい及び疾病等で日常的に紙おむつ等の使用を必要とする65歳以上の高齢者に対し紙おむつ等の購入費の一部を助成することにより、該当世帯の負担の軽減と、福祉の連携を図ることを目的とするもので、一人当たり月額5,000円の助成を行うものです。



##### ■ 今後の方針

これまでの実施内容を継続し、該当世帯の経済的負担の軽減に努めます。また、新たな要介護認定者とその家族に対して制度の内容を説明し、手当が公平に支給されるよう努めます。

指標	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	29	35	18	18	18	18



## ②日常生活用具貸付事業 .....

### ■ 内容

寝たきり、一人暮らし、その他貸付を必要と認める世帯を対象として、特殊寝台や歩行器等日常生活用具を貸し付けるものです。



### ■ 今後の方針

今後も継続実施します。

## ③T字ステッキ支給事業 .....

### ■ 内容

65歳以上で日常生活において歩行に障がいがあり、用具の必要性が認められる高齢者を対象に、T字ステッキを支給しています。



### ■ 今後の方針

今後も継続実施します。

## ④認知症高齢者介護手当支給事業 .....

### ■ 内容

在宅の認知症高齢者の介護に対し、その労をねぎらうため介護手当(月額10,000円)を支給します。



### ■ 今後の方針

今後も継続実施します。

## ⑤在宅重度障害者等福祉介護手当 .....

### ■ 内容

在宅の重度障がい者や寝たきり高齢者を介護している方に対し、その労をねぎらうため介護手当(月額10,000円)を支給します。



### ■ 今後の方針

今後も継続実施します。

⑥福祉灯油購入助成 .....

■ 内容

老人世帯、障がい者世帯及びひとり親世帯の低所得世帯に対し、冬期間の暖房費の一部として1世帯当たり100リットルの助成券を交付します。



■ 今後の方針

今後も継続実施します。

⑦布団乾燥殺菌消毒サービス事業 .....

■ 内容

布団干しなどの寝具の衛生管理が困難な方に対し、寝具の丸洗い乾燥殺菌消毒を行います。(1回3,000円以内は無料)



■ 今後の方針

今後も継続実施します。

⑧短期宿泊事業 .....

■ 内容

寝たきり高齢者、認知症高齢者等を介護している方が特別の理由により在宅における介護が困難となった場合に、特別養護老人ホーム等の空き部屋を活用して短期的に宿泊し、介護者及びその家族の介護負担を軽減する事業です。



■ 今後の方針

今後も継続実施します。

指標	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	0	2	1	2	2	2



⑨除雪サービス事業 .....

■ 内容

除排雪が困難な世帯の日常生活の安全のため、20cm以上の積雪で住宅から生活道路までの除雪を行います。



■ 今後の方針

今後も継続実施します。

⑩自立生活ヘルパー事業 .....

■ 内容

在宅の高齢者が自立した生活の継続が可能となるとともに、要介護状態への進行を防止するため、居宅に自立ヘルパーを派遣し、基本的な生活習慣を習得するための支援・指導、軽易な日常生活上の援助そのほかを行うものです。



■ 今後の方針

今後も継続実施します。

指標	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録人数（人）	27	26	20	20	20	20
利用時間（時間）	110	150	150	150	150	150

⑪外出支援サービス事業 .....

■ 内容

移送用車両により、対象者の居宅から医療機関、在宅福祉サービスを提供する場所その他これに準ずるものと認められる場所及び施設までの間を送迎するものです。



■ 今後の方針

今後も継続実施します。

指標	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録人数（人）	82	96	94	95	95	95
利用時間（時間）	384	421	463	450	450	450

## 5 高齢者の安全と安心の確保

### (1) 高齢者の権利擁護

#### ①虐待防止対策.....

##### ■ 内容

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、第三者が虐待を発見した場合の市町村への通報が義務化され、市町村は重大な虐待のおそれがある場合の家庭内への立ち入り調査や生命への危険性が認められた場合の一時保護等の措置を行うこととされています。

この法の考え方に基づき、高齢者を家族や介護事業者等の介護者による虐待から守るものです。



##### ■ 今後の方針

高齢者への虐待行為を防止するために、介護者が高齢者虐待に至らないように、家族介護支援や各種相談事業により、心身の負担軽減を推進します。

また、「高齢者等見守りネットワーク」により、地域の様々な団体や事業所、町民一人ひとりがネットワークを作ること、虐待の早期発見に努め、地域において高齢者が安心して暮らせる環境づくりを目指します。

高齢者への虐待が発見された場合には、「高齢者虐待対応支援マニュアル」に沿って対応を行います。

#### ②成年後見制度の利用促進.....

##### ■ 内容

心身機能が低下している高齢者や認知症等によって判断能力の十分ではない高齢者は、サービスの利用や財産管理などで、生活上の様々な権利侵害や虐待を受けることも想定されるため、これらの高齢者の権利や財産などを守るための支援が必要です。

このような高齢者を支援するため、成年後見制度の利用支援など権利擁護事業を進めています。



##### ■ 今後の方針

判断能力が衰えた高齢者が地域や家庭において、安心して生活ができるよう、成年後見制度の周知に努めるとともに、相談事業や利用支援事業により利用促進を図ります。



## (2) 災害時・緊急時の支援

### ■ 内容

近年、我が国では、観測史を塗り替えるほどの台風や地球温暖化の影響も指摘される集中豪雨などの自然災害に見舞われる事態が頻発し、本町においても日頃からの災害への心構えが必要な状況となっています。

地震や台風、豪雨、それに伴う災害発生時など、特に対応が必要な方(災害時要援護者)に対し、避難支援のための体制を構築するとともに、居宅を離れ避難を余儀なくされる高齢者に対して、心身の悪化を防止するための必要な対策の検討を推進するものです。



### ■ 今後の方針

引き続き、避難支援の体制づくり等の推進を図ります。

## (3) 感染症対策に係る体制整備

### 内容

新型コロナウイルス感染症の流行など、日常生活の中でも、これまでに経験のなかった対応が求められる事態については、状況に応じた適切な対策が必要となります。



### 今後の方針

感染症への対応については、各事業所の感染予防対策に対する知識を深めるための説明会等の支援を検討します。また、感染症流行時に避難が必要な状況となった場合は、各避難所等で適切な感染防止対策を実施できるよう日頃からの備えを行います。

## (4) 犯罪対策の推進

### ■ 内容

高齢者を対象とした犯罪の防止のために、該当する犯罪の内容や不審者等の情報を高齢者やその家族、地域住民に広報し、防犯意識の向上を図ります。また、被害に遭った高齢者の救済のために、関係機関と連携し、生命や財産の保全、犯罪の早期解決に向けた支援を図ります。



### ■ 今後の方針

引き続き、防犯意識の向上、被害に遭った高齢者への支援体制づくりを推進します。

## (5) 居住環境の整備

### ■ 内容

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護保険やその他の福祉サービスの充実とともに、安心して安全に生活できる生活環境づくりが大切です。

また、現在は健康でも、将来の生活に不安がある一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯には、「サービス付き高齢者向け住宅」への入居という選択肢もあります。高齢者居住安定法に基づく、バリアフリー仕様や緊急時の対応体制を備え、道に登録された高齢者向けの賃貸住宅です。



### ■ 今後の方針

「サービス付き高齢者向け住宅」や「有料老人ホーム」については、北海道の指定を受けた住宅は介護保険の居宅サービスの給付を受けられることから(住所地特例の対象)、町外の住宅であってもその設置状況などについて、事業者及び北海道との連携を図ることにより制度の適切な運用を図ります。



# 第5章 介護保険事業の見込み

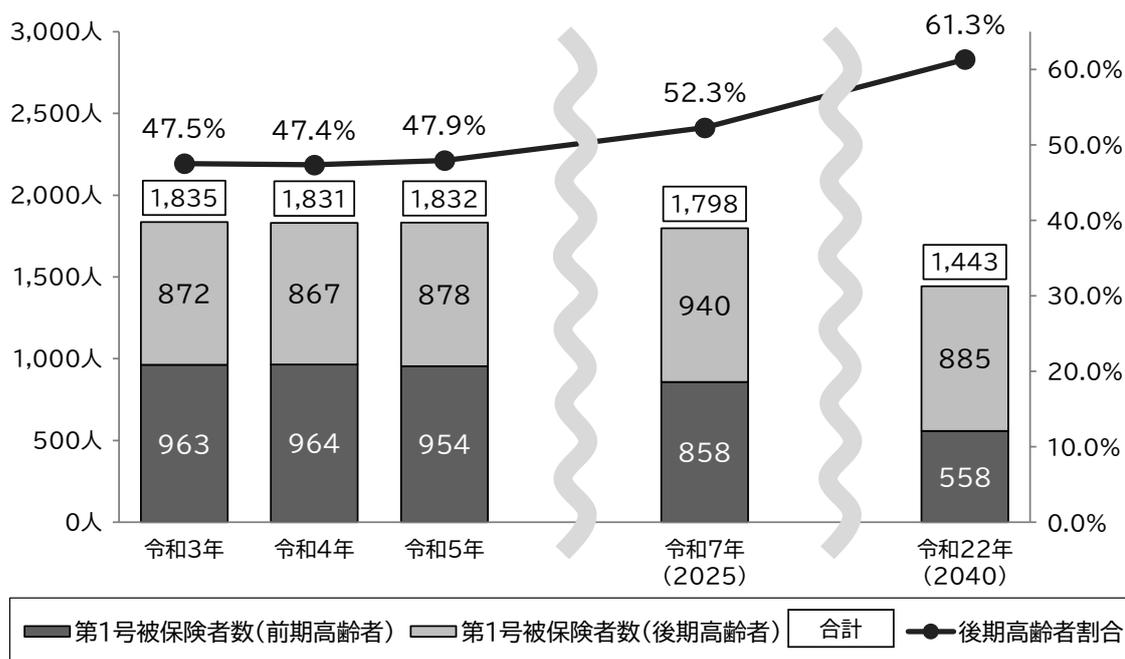
## 1 将来フレーム

### (1) 第1号被保険者数の推計

介護保険料の算定のためには、今後の第1号被保険者数の推計が必要となります。被保険者数は住民基本台帳や国勢調査の人口とは定義上も異なりますが、本町においてはその差異もわずかであることから、これまでの本町の人口実績(住民基本台帳)からコーホート変化率法<sup>5</sup>を用いて行った将来人口推計の結果を第1号被保険者数の推計として採用します。

第1号被保険者数(65歳以上の高齢者人口)は、本計画期間中はほぼ横ばいと予測されますが、令和7年(2025年)には1,798人へ減少すると見込まれます。第1号被保険者に占める後期高齢者割合もそれに応じて将来的に上昇すると予測されます。

▼ 第1号被保険者数の推計



資料:住民基本台帳(各年9月末)、平成27~令和2年の実績値よりコーホート変化率法で推計

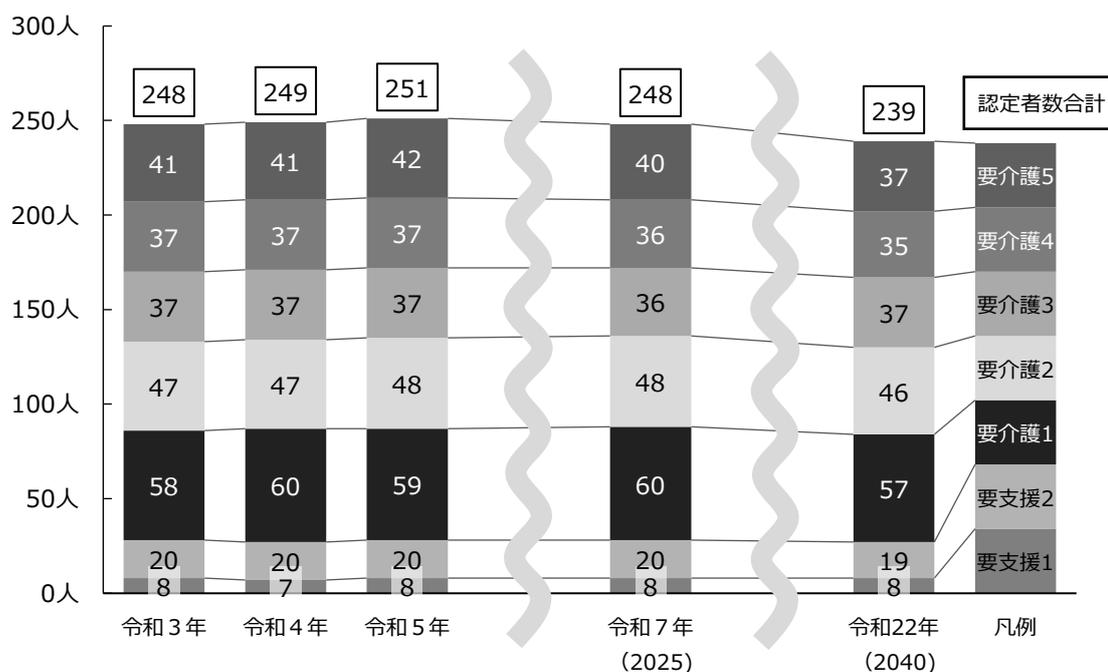
5 コーホート変化率法:「コーホート」とは年齢階級のことで、「コーホート変化率法」は、あるコーホートの一定期間における人口の変化率をその地域の年齢別人口変化の特徴と捉え、その変化率が将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法です。

## (2) 要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数の推計は、要介護度別、性・年齢別出現率の実績及び変化を勘案した、国の「見える化」システムにより行いました。

第1号被保険者の認定者数は本計画期間中の令和3年(2021年)から令和5年(2023年)にかけて微増となり、その後は減少に転ずると見込まれます。

### ▼ 要支援・要介護認定者数の推計 (第1号被保険者)

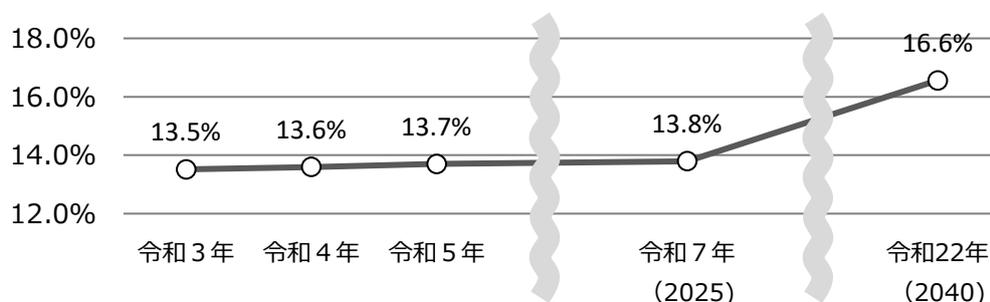


資料:地域包括ケア「見える化」システムにより推計

## (3) 認定率の推計

第1号被保険者数と認定者数の推計から認定率を予測すると、令和7年(2025年)まではわずかな上昇の予測となりますが、長期予測では、認定者が減少するものの、高齢者人口が減少するため認定率としては上昇の予測となります。

### ▼ 認定率の推計 (第1号被保険者)



資料:地域包括ケア「見える化」システムにより推計



## 2 サービス見込量の推計

### (1) 居宅サービスの実績と見込み

在宅での介護を中心にしたサービスです。利用者は、介護支援専門員(ケアマネジャー)等と相談し、作成された居宅サービス計画に従ってサービスを利用します。

※令和2年度見込には新型コロナウイルスの影響による一時的変動が考えられるサービスもあり、実績の傾向判断ではその点を考慮しています。

#### ①訪問介護.....

ホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や、そのほか日常生活上の援助を行うサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	利用者数(人)					
	33	30	34	34	34	35

#### ②訪問看護・介護予防訪問看護.....

訪問看護は、医師の判断に基づき、看護師などが要介護者の居宅を訪問し、療養上の指導と診療の補助を行うサービスです。

介護予防訪問看護は、要支援者の居宅において、介護予防を目的として行うサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用者数(人)					
	0	0	0	1	1	1
介護給付	利用者数(人)					
	12	9	7	8	8	8

③訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション .....

訪問リハビリテーションは、医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士が要介護者の居宅を訪問し、心身機能の維持回復を目的としたリハビリテーションを行うサービスです。

介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者の居宅において、介護予防を目的として行うサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	利用者数(人)					
	2	3	3	3	3	3
介護 給付	利用者数(人)					
	10	15	15	15	15	15

④居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 .....

居宅療養管理指導は、医師や歯科医師、薬剤師等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

介護予防居宅療養管理指導は、要支援者の居宅において、介護予防を目的として行うサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	利用者数(人)					
	0	0	0	0	0	0
介護 給付	利用者数(人)					
	2	6	6	7	7	7



⑤通所介護.....

通所介護は、要介護者が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)やデイサービスセンターなどに通って、入浴、排せつ等の介護や食事、その他の日常生活上の援助、機能訓練などを受けるサービスです。

介護予防通所介護は平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。

(単位:人/月)

実績・計画	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	利用者数(人)					
	57	59	60	65	66	67

⑥通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション.....

通所リハビリテーションは、要介護者が介護老人保健施設や医療機関などに通って、心身機能の維持回復のためのリハビリテーションを受けるサービスです。

介護予防通所リハビリテーションは、要支援者が介護老人保健施設や医療機関などに通って、介護予防を目的として受けるサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	利用者数(人)					
	4	3	1	1	1	1
介護 給付	利用者数(人)					
	8	9	8	10	10	10

⑦短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 .....

短期入所生活介護は、要介護者が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に短期間入所して、入浴・排せつ・食事等の介護、そのほか日常生活上の支援を受けるサービスです。

介護予防短期入所生活介護は、要支援者が介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的として受けるサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用者数(人)					
	0※	0※	0	0	0	0
介護給付	利用者数(人)					
	22	19	5	10	10	10

※予防給付では、平成30年度月平均0.42人、令和元年度月平均0.17人の実績がありました。

⑧短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 .....

短期入所療養介護は、要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、看護や医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を受けるサービスです。

介護予防短期入所療養介護は、要支援者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所して、介護予防を目的として受けるサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用者数(人)					
	0	0	0	0	0	0
介護給付	利用者数(人)					
	0	1	0	1	1	1



⑨福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 .....

福祉用具貸与は、要介護者が日常生活を送る上で必要とする「車イス」や「特殊ベッド」などの用具を貸与するサービスです。

介護予防福祉用具貸与は、要支援者に対して、福祉用具のうち介護予防の補助となる用具を貸与するサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用者数(人)					
	4	6	5	6	6	6
介護給付	利用者数(人)					
	46	49	50	52	53	54

⑩特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費 .....

特定福祉用具購入費は、「腰掛便座」、「特殊尿器」、「入浴補助用具」、「簡易浴槽」など貸与になじまない排せつや入浴に使用する特定福祉用具の購入費の支給が受けられるサービスです。

特定介護予防福祉用具購入費は、要支援者が福祉用具のうち、介護予防の補助となる用具の購入費の支給が受けられるサービスです。

(単位:人/年)

実績・計画	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用者数(人)					
	8	2	7	6	6	6
介護給付	利用者数(人)					
	10	17	9	10	10	10

⑪住宅改修・介護予防住宅改修 .....

住宅改修は、「手すりの取付け」、「段差の解消」、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」、「引き戸等への扉の取替え」、「洋式便器等への便器の取替え」、その他これらの工事に付帯して必要となる住宅改修を行った場合の費用について支給が受けられるサービスです。

介護予防住宅改修は、要支援者が住宅改修を行った場合の費用について支給が受けられるサービスです。

(単位:人/年)

実績・計画	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用者数(人)					
	8	9	5	10	10	10
介護給付	利用者数(人)					
	11	10	5	10	10	10

⑫特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 .....

特定施設入居者生活介護は、要介護者がサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、ケアハウス等の特定施設において、サービス計画に基づき入浴や排せつ、食事等の介護、そのほか日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。

介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援者が特定施設(介護専用型特定施設を除く)において、介護予防を目的として受けるサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用者数(人)					
	2	1	2	2	2	2
介護給付	利用者数(人)					
	19	19	20	20	20	20



⑬ 居宅介護支援・介護予防支援 .....

居宅介護支援は、要介護者が居宅サービスや地域密着型サービス(施設サービスを除く)を利用する際に、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を受けるサービスです。

介護予防支援は、要支援者が介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを利用する際に、介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)の作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を受けるサービスで、包括的なケアマネジメントは地域包括支援センターで行います。

(単位:人/月)

実績・計画	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	利用者数(人)					
	7	9	9	9	9	9
介護 給付	利用者数(人)					
	100	97	95	96	98	99

## (2) 地域密着型サービスの実績と見込み

地域密着型サービスは、町が事業所の審査・指定・指導監督を行い、原則として、住所地の被保険者のみが利用できます。本町でのサービスは、「認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護」のみですが、住所地特例制度により、他の市町村でそれ以外のサービスを利用している方がいます。

### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 .....

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	利用者数(人)					
	0	1	1	1	1	1

### ②地域密着型通所介護 .....

社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、デイサービスなどに通い、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	利用者数(人)					
	1	2	1	1	1	1



③小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 .....

利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、1つの事業所から通所サービス、訪問サービス及び宿泊サービスを必要に応じて組み合わせて受けることができるサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用者数(人)					
	0	0	0	1	1	1
介護給付	利用者数(人)					
	0	2	0	1	1	1

④認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 .....

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が共同生活を営む住居(グループホーム)において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助や機能訓練を受けるサービスです。

介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症の要支援者が共同生活を営む住居において、介護予防を目的として入浴や食事の提供などの日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスです。

(単位:人/月)

実績・計画	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用者数(人)					
	0	0	0	0	0	0
介護給付	利用者数(人)					
	7	7	8	9	9	9

### (3) 施設サービスの実績と見込み

施設サービスには、3種類の施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院)があります。

#### ①介護老人福祉施設 .....

介護老人福祉施設は、居宅で適切な介護を受けることが困難な要介護者が入所する施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援、機能訓練等を受けられます。

(単位:人/月)

実績・計画	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	利用者数(人)					
	43	46	50	50	50	50

#### ②介護老人保健施設 .....

介護老人保健施設は、症状が安定した状態の要介護者が、在宅復帰を目的として入所する施設で、看護及び医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他日常生活上の支援等を受けられます。

(単位:人/月)

実績・計画	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	利用者数(人)					
	15	15	20	20	20	20

#### ③介護医療院(介護療養型医療施設) .....

病状が安定期にあるものの長期にわたる療養が必要な要介護者に対して、医療及び介護を一体的に提供するサービスです。現在、介護療養型医療施設(療養病床等)としての提供ですが、令和7年度(2025年度)までに介護医療院への移行が行われることとなります。

(単位:人/月)

実績・計画	第7期実績			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	利用者数(人)					
	1	0	0	0	0	0

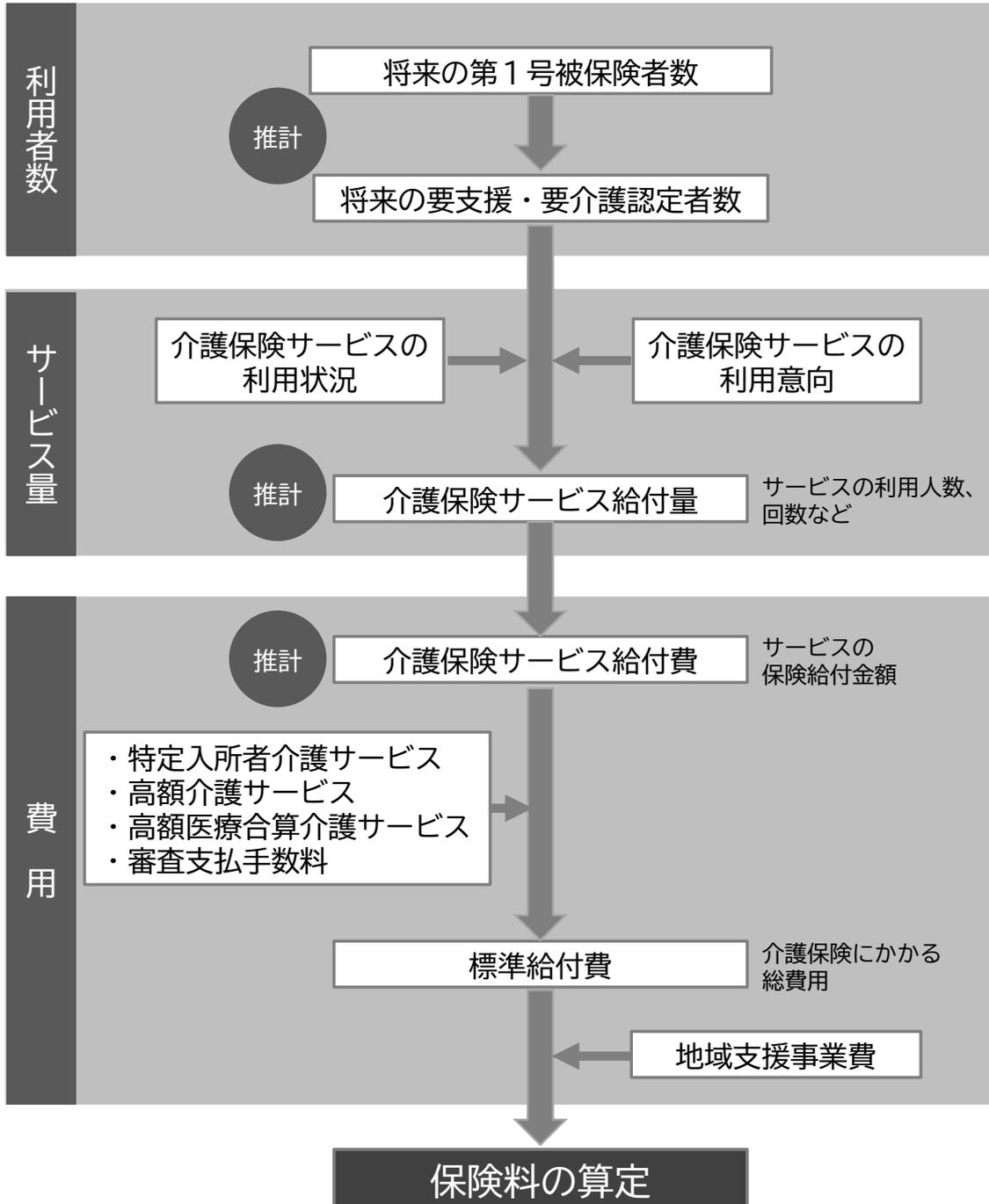
※移行時期未定のため、介護療養型医療施設と介護医療院の合算。



### 3 保険料の推計

#### (1) 介護保険料の算定方法

介護保険料は、要介護認定者数等の推計を基に、これまでのサービス利用実績、利用者数を勘案して各サービスの提供目標量(利用見込み量)を推計し、それにより算定した給付費と、制度運営等に係る費用総額を算定した後、将来の被保険者数で除して算定します。



## (2) 介護予防サービス給付費

(単位:給付費/千円(年間)、人数・回数/人・回(月間))

サービス種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>(1)居宅サービス</b>				
介護予防訪問看護	給付費	188	189	189
	回数	4	4	4
	人数	1	1	1
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	1,430	1,431	1,431
	回数	42	42	42
	人数	3	3	3
介護予防居宅療養管理指導	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費	422	422	422
	人数	1	1	1
介護予防短期入所生活介護	給付費	0	0	0
	日数	0	0	0
	人数	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	給付費	0	0	0
	日数	0	0	0
	人数	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費	379	379	379
	人数	6	6	6
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	188	188	188
	人数	1	1	1
介護予防住宅改修	給付費	998	998	998
	人数	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	892	892	892
	人数	2	2	2
給付費小計		4,497	4,499	4,499
<b>(2)地域密着型サービス</b>				
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	805	805	805
	人数	1	1	1
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
給付費小計		805	805	805
<b>(3)介護予防支援</b>	給付費	488	489	489
	日数	9	9	9
<b>介護予防サービスの総給付費</b>		<b>5,790</b>	<b>5,793</b>	<b>5,793</b>

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。



### (3) 介護サービス給付費

(単位:給付費/千円(年間)、人数・回数/人・回(月間))

サービス種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)居宅サービス				
訪問介護	給付費	30,382	30,399	31,447
	回数	943	943	977
	人数	34	34	35
訪問看護	給付費	3,429	3,431	3,431
	回数	39	39	39
	人数	8	8	8
訪問リハビリテーション	給付費	7,582	7,586	7,586
	回数	227	227	227
	人数	15	15	15
居宅療養管理指導	給付費	398	398	398
	人数	7	7	7
通所介護	給付費	20,724	20,938	21,179
	回数	244	247	250
	人数	65	66	67
通所リハビリテーション	給付費	2,165	2,166	2,166
	回数	31	31	31
	人数	10	10	10
短期入所生活介護	給付費	9,505	9,510	9,510
	回数	97	97	97
	人数	10	10	10
短期入所療養介護	給付費	708	708	708
	回数	6	6	6
	人数	1	1	1
福祉用具貸与	給付費	6,509	6,563	6,645
	人数	52	53	54
特定福祉用具購入費	給付費	464	464	464
	人数	1	1	1
住宅改修	給付費	1,699	1,699	1,699
	人数	1	1	1
特定施設入居者生活介護	給付費	40,057	40,080	40,080
	人数	20	20	20
給付費小計		123,622	123,942	125,313

サービス種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>(2)地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	876	877	877
	人数	1	1	1
地域密着型通所介護	給付費	997	998	998
	回数	14	14	14
	人数	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	給付費	3,125	3,127	3,127
	人数	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	給付費	29,926	29,943	29,943
	人数	9	9	9
給付費小計		34,924	34,945	34,945
<b>(3)施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	給付費	151,180	151,264	151,264
	人数	50	50	50
介護老人保健施設	給付費	60,643	60,676	60,676
	人数	20	20	20
介護医療院(介護療養型医療施設)	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
給付費小計		211,823	211,940	211,940
<b>(4)居宅介護支援</b>	給付費	15,471	15,779	15,950
	人数	96	98	99
<b>介護サービスの総給付費</b>		<b>385,840</b>	<b>386,606</b>	<b>388,148</b>

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。



#### (4) 介護給付費・介護予防給付費

介護給付費及び介護予防給付費からなる総給付費の見込みは下記のとおりです。

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付			
介護予防サービス	4,497	4,499	4,499
地域密着型介護予防サービス	805	805	805
介護予防支援	488	489	489
予防給付 合計	5,790	5,793	5,793
介護給付			
居宅サービス	123,622	123,942	125,313
地域密着型サービス	34,924	34,945	34,945
施設サービス	211,823	211,940	211,940
居宅介護支援	15,471	15,779	15,950
介護給付 合計	385,840	386,606	388,148
総給付費	391,630	392,399	393,941

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

#### (5) 標準給付費

標準給付費の見込みは、総給付費、特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、算定対象審査支払手数料の見込みから算出します。

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費	391,630	392,399	393,941
特定入所者介護サービス費等 給付額 <sup>6</sup>	21,418	20,610	20,774
高額介護サービス費等給付額 <sup>7</sup>	10,362	10,362	10,362
高額医療合算介護サービス費等 給付額	1,376	1,376	1,376
算定対象審査支払手数料	293	293	293
標準給付費見込額計	425,079	425,040	426,746

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

6 特定入所者介護サービス費では、令和3年度法改正により、食費・居住費の助成について、能力に応じた負担となるよう所得段階の第2・3段階を中心に給付基準が見直されています。

7 高額介護サービス費では、令和3年度法改正により、年収に応じて自己負担額の上限が見直されています。

## (6) 地域支援事業費

地域支援事業費の見込みは、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の事業総額の見込み額から算出します。

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業	12,767	12,767	12,767
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	10,192	10,192	10,192
包括的支援事業(社会保障充実分)	10,230	10,230	10,230
地域支援事業費	33,189	33,189	33,189

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

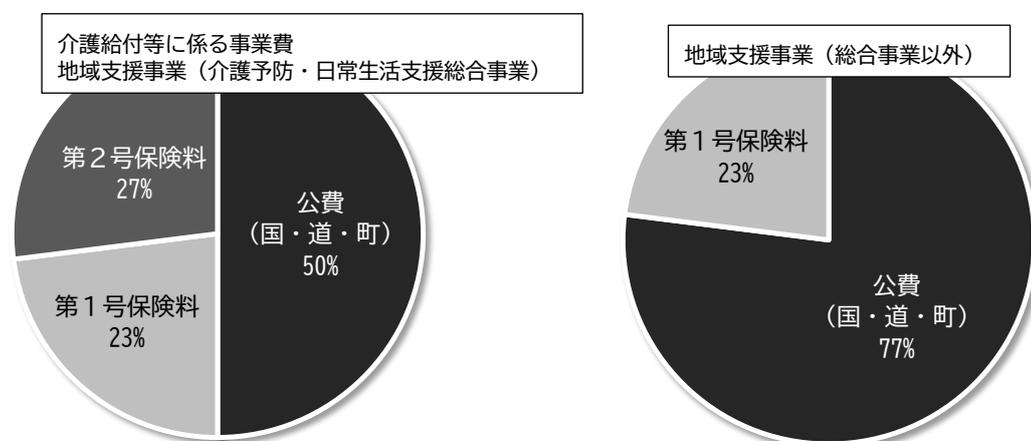
## (7) 介護給付等に係る事業費と、地域支援事業費の財源構成

介護給付等に係る事業費の財源は、第1号保険料及び第2号保険料、国(25%、調整交付金5%含む)・道(12.5%)・町(12.5%)の負担で賄われます。また、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の負担率は23%、第2号被保険者の負担率は27%となります。

地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、介護給付費と同じく50%が国、道、町による公費負担、50%が第1号と第2号の保険料負担です。

包括的支援事業と任意事業の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、77%が国・道・町による公費負担、23%が第1号保険料で構成されます。

### ▼ 財源構成





## 4 介護保険料の算定

### (1) 保険料基準額

令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間の標準給付費見込み額、地域支援事業費見込み額をもとに、第1号被保険者負担割合(23%)に応じ、過去の実績における収納率を勘案した保険料賦課総額を被保険者見込み数で除して算出します。

(単位:千円)

標準給付見込み額 A	1,276,865
地域支援事業費 B	99,566
└うち介護予防・日常生活支援総合事業費 B'	38,300
第1号被保険者負担分 $C = (A + B) \times 23\%$	316,579
調整交付金相当額 $D = (A + B') \times 5\%$	65,758
調整交付金見込み額 $E = (A + B') \times 4.51\%^{*}$ (※3年の平均)	59,350
財政安定化基金償還金 F	0
準備基金取崩額 G	7,136
市町村特別給付費等 H	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 I	1,532
保険料収納必要額 $J = C + D - E + F - G + H - I$	314,319
保険料収納率 K	99.30 %
保険料賦課総額 $L = J \div K$	316,535
(多段階化後) 所得段階別加入割合補正後被保険者数 <sup>8</sup> M	5,372 人

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

保険料基準額(月額) = 保険料賦課総額(L)

÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数(M) ÷ 12 ≒ 4,910円

	第8期(令和3年度～令和5年度)
保険料基準額(月額)	4,910円

8 各所得段階の人数に保険料率を乗じ、基準額を負担される人数としては何人に相当するかを計算して補正した人数です。

## (2) 所得段階別被保険者数（第1号被保険者）

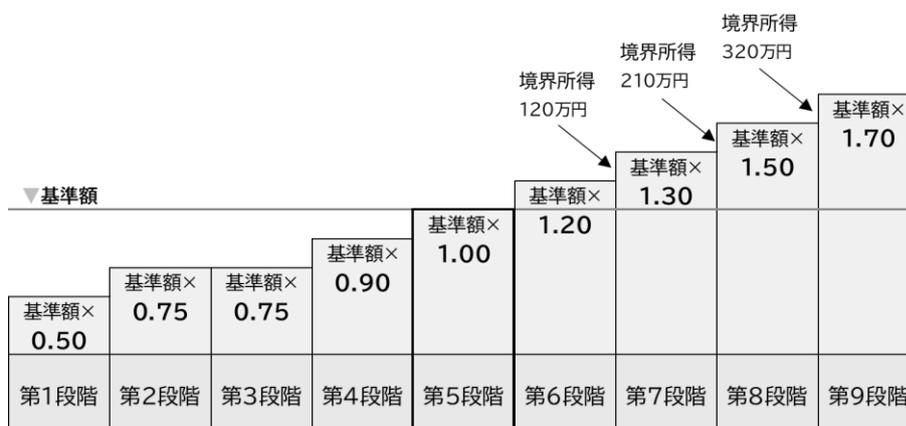
第1号被保険者の所得段階別被保険者数を次のとおり推計しました。

(単位:人)

所得段階	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期計
第1段階	402	401	402	1,205
第2段階	122	122	122	366
第3段階	97	97	97	291
第4段階	335	334	334	1,003
第5段階	179	179	179	537
第6段階	294	293	293	880
第7段階	198	197	197	592
第8段階	82	82	82	246
第9段階	126	126	126	378
合 計	1,835	1,831	1,832	5,498
所得段階補正後人数 (被保険者数×保険料率)	1,793	1,789	1,790	5,372

※各段階の所得等の条件は次ページに記載しています。

### ▼ 所得段階ごとの保険料率（国基準）





### (3) 第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

本計画における、各所得段階の基準所得金額及び保険料率は、国の設定した基準所得金額及び保険料率と同等のものとします。所得段階別介護保険料は、介護保険料基準額をもとに、以下の9段階により設定します。

所得段階	所得等の条件	保険料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者の人又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が80万円以下の人	基準額 ×0.50 【0.30】	2,450円 【1,467円】	29,400円 【17,600円】
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.75 【0.50】	3,675円 【2,450円】	44,100円 【29,400円】
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が120万円を超える人	基準額 ×0.75 【0.70】	3,675円 【3,433円】	44,100円 【41,200円】
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が80万円以下の人	基準額 ×0.90	4,417円	53,000円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が80万円を超える人	基準額	4,910円	58,900円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円未満の人	基準額 ×1.20	5,892円	70,700円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	6,375円	76,500円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	7,358円	88,300円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が320万円以上の人	基準額 ×1.70	8,342円	100,100円

※保険料年額の100円未満については、切り捨てとなります。

※第1段階～第3段階の人は公費による負担軽減が図られ、保険料率が上記の【 】内に軽減されます。保険料の【 】内は公費負担による軽減を適用した金額です。

※「その他の合計所得金額」とは合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を除いた額。

※「合計所得金額」とは収入から公的年金控除や給与所得控除や必要経費を控除した額で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 推進体制

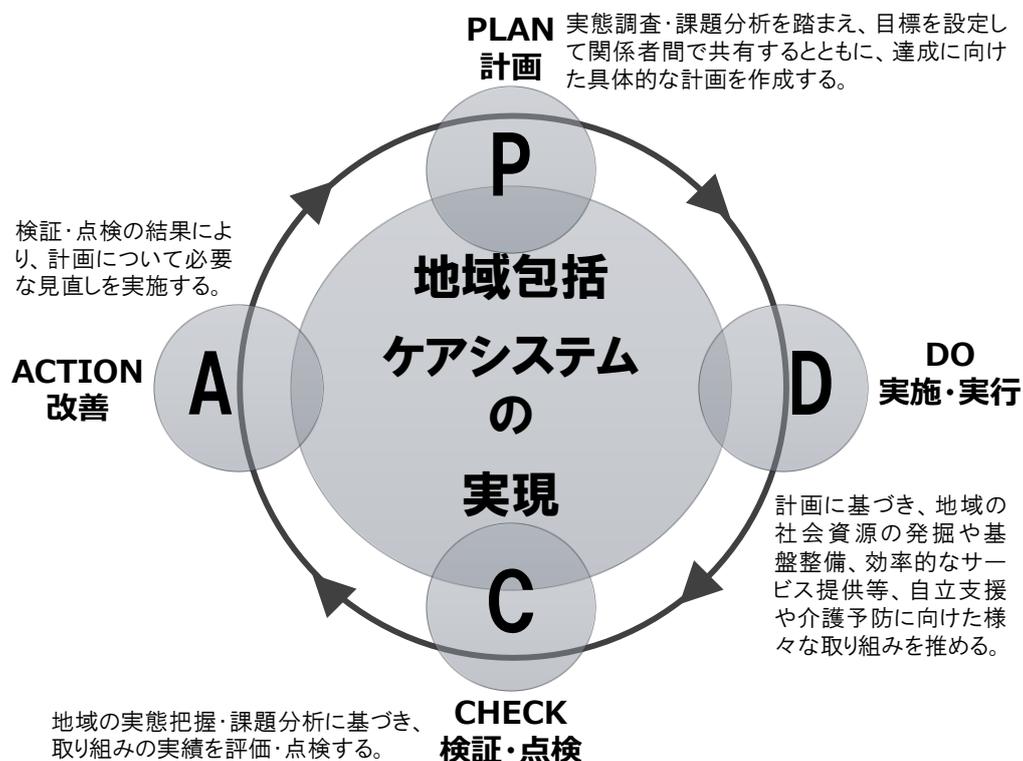
本計画における高齢者保健福祉施策の推進については、関係部署が連携をとり、効果的で効率が高い施策の実施に努めます。

また、介護保険事業や地域支援事業については地域包括支援センターを中心に行政機関や関連する各機関の連携・支援により地域で生活する高齢者やその家族のニーズに応えられるサービスの提供に努めます。

### 2 PDCA サイクルによる計画の点検・評価

計画に基づき施策の実現が図れるよう、定期的に事業の達成状況を把握し、PDCA サイクルに従い進行管理を行うとともに、目標量などを設定している事業はその達成状況について評価を行います。

また、平成29年度(2017年度)創設の「保険者機能強化推進交付金」、令和2年度(2020年度)創設の「介護保険保険者努力支援交付金」については、本町においても交付金に係る評価を実施しています。これらの評価結果も活用しながら、本計画の進行管理における PDCA サイクルを強化します。





## 参考資料

### 浜中町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成11年7月1日  
要綱第10号

#### (設置目的)

第1条 老人福祉法第20条の8及び老人保健法第46条の18に基づく浜中町高齢者保健福祉計画及び介護保険法第117条第1項に基づく浜中町介護保険事業計画の策定に当たって、広く関係者の意見を計画に反映させるため、浜中町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (組織)

- 第2条 委員会は、30名以内の委員で構成する。
- 2 委員は、学識経験者、庁内関係課、保健医療関係団体、福祉関係団体その他関係団体のうちから町長が委嘱する。
  - 3 委員会に委員の互選による座長を置く。

#### (運営)

- 第3条 委員会は、町長が招集する。
- 2 会議は、座長が主宰する。
  - 3 委員会は、必要に応じ関係職員を出席させて、その意見を求めることができる。

#### (庶務)

第4条 委員会の庶務は、福祉保健課において行う。

#### (補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長がこれを定める。

#### 附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

#### 附 則(平成17年7月1日訓令第33号)

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

浜中町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

敬称略

	所 属	職 名	氏 名
1	町立浜中診療所	事務長	中山 正教
2	ハイツ・野いちご	施設長	松橋 勇
3	厚岸地域浜中訪問看護ステーション	所長	鈴木 久子
4	浜中町社会福祉協議会	会長	熊谷 正
5	浜中町自治会連合会	会長	村田 準逸
6	浜中町老人クラブ連合会	会長	佐藤 吉之輔
7	浜中町民生児童委員協議会	会長	藤枝 敦子
8	浜中町商工会女性部	部長	
9	浜中町女性団体連絡協議会	会長	今 裕子
10	浜中町農業協同組合女性部	部長	下元 朋子
11	浜中消費者協会	会長	
12	浜中漁業協同組合女性部	部長	立花 ヤエ子
13	散布漁業協同組合女性部	部長	南 美江子

## 浜中町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

---

発行年月：令和3年3月（2021年3月）

発行：浜中町役場 福祉保健課

住所：〒088-1592

北海道厚岸郡浜中町湯沸445番地

電話 0153-62-2319

Fax 0153-62-2114

編集：浜中町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会